

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（5）（23.2定）			
日 時	平成23年 7月12日（火）	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時05分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、山田副委員長、秋元・安斎・小貫・鈴木・上野・齋藤（博）・中島各委員		
説 明 員	市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、産業港湾部参事、保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 （教育長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安齋委員、齋藤博行委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、吹田委員が安齋委員に、川畑委員が小貫委員に、酒井委員が鈴木委員に、山口委員が齋藤博行委員に、佐々木茂委員が上野委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

○保健所長

7月7日開催の予算特別委員会におけるBCP、いわゆる業務継続計画に関する秋元委員の御質問への私の答弁に誤り等がございましたので、訂正いたします。

秋元委員からの御質問で、小樽市保健所がBCPを策定し、インターネットでも公開されていることを承知していますかとのお尋ねがあり、承知していると答弁いたしました。委員が御質問の際にお示しされた資料は、私どもが平成20年10月に市内企業を対象に開催いたしました「企業における新型インフルエンザ対策に関する勉強会」におきまして、小樽市保健所の一部の業務についてのBCP案をお示した参考資料であります。当該資料は保健所ホームページにリンクをする形で勉強会の資料として掲載していた経過がございましたが、完成された正式なBCPではなく、その後も保健所としてBCPを作成しておりませんので、その旨答弁を訂正いたしたく、お願い申し上げます。

なお、当該資料が参考資料であることについて、ホームページ上でわかりにくい点がございましたことにつきましては、今後そのようなことのないよう十分配慮してまいります。

また、もう一つの御質問で、新型インフルエンザ対策にかかわって秋元委員が以前BCPについて質問されたことを承知しているかとのお尋ねがございましたが、その質疑が平成21年第3回定例会における代表質問のことを指すのであれば、私は保健所長として承知しておりますので、そのように答弁を改めたく、お願い申し上げます。

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党、公明党の順といたします。

民主党・市民連合。

○齋藤（博）委員

◎周産期医療支援事業について

最初に、周産期医療支援事業について何点かお尋ねしたいと思います。

昨年からはまっているわけなのですがすけれども、平成22年度の本事業の予算額をお知らせください。

○（保健所）保健総務課長

平成22年度は770万円を措置しております。

○齋藤（博）委員

この事業は昨年からはまっているのですがすけれども、改めて事業を開始するに至った経過なり、背景についてお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

周産期医療支援事業の導入の経過、背景についてであります。平成21年6月に社会福祉法人北海道社会事業協

会の理事長と同協会小樽病院長が当時の山田市長を訪問し、小樽協会病院で行っております周産期医療を今後維持していくためにも、何らかの自治体の支援をいただきたいといった要請がございました。これを受けまして、何らかの具体策が必要だと考えまして、庁内での議論を行い、支援策を決定したわけでありまして、支援策につきましては、22 年 4 月から行われている北しりべし定住自立圏構想の中で、ほかの 5 町村も周産期医療の事業の維持は大切だと、そういう共通の認識の下に、この事業を進めていくということになった経過がございます。

○齋藤（博）委員

平成 22 年度の事業費は 770 万円ということですが、これはどういう形で協会病院に支払いされているのか、契約を結んでなど、どういう形になっているか、お知らせください。

○（保健所）保健総務課長

小樽協会病院に対しての補助金の支払方法についてであります。先ほど話をいたしましたように、北後志の本市を含む 6 市町村で支援をしていくということを決めましたので、周産期医療支援事業費の補助金交付要綱というものをご協会の 5 町村との協議の下、策定いたしましたので、この中で、補助金の基になる出生数の報告また補助金の請求方法、交付決定方法等を決めまして、これに基づき小樽協会病院に対しての支払を行っているところであります。

○齋藤（博）委員

その要綱の中には、この 770 万円の算出の仕方というのですか、金額の決め方についても記載されているのでしょうか。具体的にはどういう計算方式でこの額が出されているか、お知らせください。

○（保健所）保健総務課長

この周産期医療支援事業費といいますのは、先ほど来申し上げておりますが、本市を含む北後志 6 市町村で小樽協会病院が行う周産期医療を支えていくといったような方向で進めていきたいということから、要綱の中にも各市町村の負担金の算出方法として、基本割を 1 構成市町村当たり 5 万円とする、また利用割というものがございます。事業実施の前年 1 月から 12 月までの期間に小樽協会病院で取り上げた市町村別の出生数に 2 万円を乗じた額といったような金額の中で、例えば出生数がなくても全体で支えていくという観点から、このような基本割に出生数に応じた利用割を合わせた額を交付するといった方式で臨んでいます。

○齋藤（博）委員

要は本市を含め 6 市町村ということになるのですか。6 市町村で基本割 5 万円ですから 30 万円と、それと出生数ということで子供の生まれた数 1 人当たり 2 万円を積算して、この 770 万円になったという理解でよろしいですか。

○（保健所）保健総務課長

そのとおりでございます。

○齋藤（博）委員

平成 21 年は 6 市町村で押さえていた生まれた子供の数というのは何人でしたか。

○（保健所）保健総務課長

平成 21 年 1 月から 12 月までの各市町村別の出生数ということですが、本市が 309 名、余市町が 39 名、仁木町 10 名、古平町 6 名、積丹町 3 名、赤井川村 3 名、6 市町村合計 370 人となっております。

○齋藤（博）委員

370 人掛ける 2 万円、プラス 6 市町村掛ける 5 万円で合計 770 万円が出るということですね。

今年度予算について、当初予算で幾ら計上されているかお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

平成 23 年度当初予算として 770 万円を計上いたしております。

○齋藤（博）委員

その場合、平成 22 年度予算は 21 年の実績、出生数で計算されていますので、23 年度予算については 22 年の出

生数をベースに数字がつくられているというふうに思うわけですが、恐らく数字はもうでき上がっていると思うのですが、22年に6市町村で生まれた子供の数というのをお知らせください。

○（保健所）保健総務課長

平成22年の6市町村合計の出生数は345名ということで、前年と比べますと25名減少しています。

○斎藤（博）委員

生まれてくる子供の数はこういう時代ですから、毎年少しずつ減っていくのだらうというふうに思うわけですが、それはそれとして、今年度は770万円の予算をつけているわけですが、これは基本割が単価を動かしているというふうに考えたほうがいいのですか。

○（保健所）保健総務課長

今回出生数が落ちていることに関しましては、確かに基本割と利用割の計算を積み上げていきますと、770万円といった数字にはならないわけですが、その分については地元、小樽協会病院が設置されている小樽市として、一定の責任を持たなければならないということで、本市の負担額を若干増加して770万円という金額を維持している状況にあります。

周産期医療が不採算医療であるということも含めて、小樽協会病院の中においても大変な事業であるということで、これを維持していくためには一定の議論をさらにしていかなければならないという中で、今回、一定程度、本市の負担分を増やして、前年度の予算を維持しているというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

二つ問題があるのではないかとこのように思うのですが、一つは、平成22年度、この事業を始めるときに、基本割5万円、それから子供の出生1人あたり2万円ということで要綱をつくったと思うのですが、それが必ずしも現実には対応していなかったのではないかとこのように思うのです。その結果が、今、答弁されているような、かさ上げになっている部分だと思っております。基本割も単価を上げていけばまた別ですが、単価5万円ということ言えば、子供の生まれる数は今年、来年と、恐らくですが、減っていくだろうと思っておりますので、770万円という当初の予算額を維持するためには、相当かさ上げをしていかなければならないというふうに思うのです。そういう意味では、もともとのつくりの部分で、出生数だけで算出額をつくること自体に、最初からちょっと無理があったのではないかとこのように思うのです。出生数にベースを置いてしまうと、算出額はどんどん落ちていくしかないということなのです。

それからもう一つ、周産期医療支援事業ということで、一般的に言うと、産科と小児科の対応という部分をセットに考えないと、普通、周産期医療体制とは言わないと思っております。そうでないと出産事業、出産援助費とかという話であって、周産期と言うからには、300人でも子供が生まれてくると、さまざまなことが予想されるので、いろいろな体制をとっていると思っております。そういった部分は、この2年間の770万円という金額を決める際に、反映されていないのではないかとこのように思うのですが、その辺について小樽協会病院との間でどのような議論をしてきたのか、今後協議をしていくつもりがあるのかというあたりについて、考えがあったらお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

確かに委員がおっしゃるとおり、出生数の関係から考えますと、少子化が進んできているなど、補助金の金額は漸減していくものと考えられます。そういった中で、小樽協会病院が抱えるいろいろな事情もあるというふうに考えておりますし、確かに産科、生まれてくる子供の数だけでやっていくというのは周産期医療の部分では若干手落ちがあるということも考えられますので、今後の支援のあり方については、現在、小樽協会病院と今春以降いろいろな場面で協議をしております。そういった中で、小樽協会病院も法人本部との協議も含めて、どのようなことについて経費がかかっているのか、またどういふことが大変なのかといったことを具体的に挙げて、それを数値化したものを市長あてに要請があるというふうに話を聞いておりますので、その要請等を見まして、今後の支援金額決

定のあり方については検討していきたいというふうに考えております。

○齋藤（博）委員

今の御答弁からすると、計算の仕方について見直していったら、相手方との了解も含めて話していくということになると、考え方そのものを変えていった場合には、大幅なというところのぐらいたという話になりますけれども、この 770 万円という部分ではおさまりきらない金額ということも予想されるわけなのです。それはこれからの協議だと思います。補正予算を組んでくるのだらうというふうに思いますので、その時点で、相手方含めて合意の上、今の計算式からどういう方法に変えるのかということについては、協議中だと聞いていますので、今日はこれ以上変わらないと思うのですが、この項最後に、今、小樽の市議会でやりとりしているのですが、このルールというのは、北後志の 5 町村に対しても縛りがかかっているというか、一緒に仲間に入ってやってもらっているわけです。基本割と、今で言うと出生数について、あなたのまちは何人生まれたから幾らだというふうにやってきたわけです。これが現実には合わなくなっているという中で、改めて協議に入っているということをお話しいただいているわけなのですが、その辺の内容について、ほかの 5 町村との協議とか連携とか、逆に決まったことについて、今、保健所が小樽協会病院と協議していて、補助金が減額になるという話はあるというふうにも思いますので、そういった場合、ほかの町村との関係についてどういようなお考えでいるかということ、保健所が答弁されるのか、定住自立圏で言うと企画政策室が所管している部分だと思いますので、企画政策室が答弁されるのかということもあるのですが、窓口はどこなのか聞いておきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

今回の周産期医療支援事業につきましては、本市を含めた北後志 6 市町村で行われることは先ほども申し上げたとおりです。定住自立圏構想の具体的な一つの対策として動いてきているわけですが、実際の支援方法ですとか、負担方法とかにつきましては、事務レベル等につきましては、保健所が窓口になって 5 町村と対応をしているところであります。

また、本年 1 月 7 日だったと思いますが、本市を除く 5 町村の事務方が集まりまして、平成 23 年度以降のこの補助金の体制についても、各町村からはどういう形であっても存続してほしいといったような御意見もいただきました中で進めていくと確認をしておりますし、また、現在、先ほど話しました補助金の算定方法の変更につきましても、対応できることは対応するといったようなお話も聞いておりますので、そういったことも含めながら、今後、交渉等はしていきたいと考えております。

○齋藤（博）委員

この部分については、改めて新しい予算なり補正予算が出た時点で、もう一度聞かせていただきたいと思います。

◎原子力防災計画について

二つ目は、私の今定例会での代表質問との兼ね合いで、原子力防災計画なりについて何点かお尋ねします。

代表質問の中で、国や道に対して、EPZ の 10 キロメートル圏という線引きについて見直してもらうように小樽市としても動いてもらいたい、そういった趣旨の質問を行ったところであります。これに対して市長の御答弁では、市長の発言というよりも、全道市長会においてというような部分で、一定程度この問題について小樽市としては取り組んでいるのだと、そういった趣旨の説明がありましたので、改めてその辺の経過についてお聞きします。

○総務部副参事

先日、北海道市長会と北海道町村会が連名で北海道と北海道電力に対しまして要望をさせていただきました際に、国の防災指針と道の地域防災計画の早期の抜本的な見直しについて、本市から意見として提出したところでございます。

○齋藤（博）委員

小樽市長は小樽市民の代表というような部分もありますので、小樽市長が市長の立場で発信することの重みとい

うのは、全道市長会の中でそういう趣旨の意見反映をしたということとは違った意味で、市長としての独自の発言を期待していたわけなのですけれども、そういった全道市長会の中での取組ということで、独自の発言の発信については、今のところ考えていないですと、そういう御答弁だったというふうに思います。

それで私は、小樽市民の安全・安心を考えたときに、やはり市長として、市民に自分の考えを訴えるべきだというようなことを再質問させていただきました。

E P Z の見直しが行われても、半径 40 キロメートル、50 キロメートルという数字は、なかなか要求や要望の中にもないことは私も情報として知っています。全道的な取組というのも、最大限半径 30 キロメートルまでしか拡大できないのかという部分で取り組まれていますので、仮にそうなっても本市は該当しないというのが現実としてあるのかもしれませんが、その中で、改めて市長から、仮に半径 30 キロメートルになってくると、本市はそれより離れてはいるけれども、余市町や赤井川村が含まれるということで、本市と隣接しているのだと。そういう隣接しているところでいろいろなことが始まるのであれば、これはもう本市としても速やかに何らかの対応をしなければならぬと。再々質問に対する御答弁でそういう発言をしているわけですし、この部分が今回の東京電力福島第一原発事故を受けて、泊原発に隣接する小樽市民の不安に対して、市長として自分の考え方を述べている部分ではないかというふうに思うわけですので、こういった御答弁を踏まえて、改めて市長として、泊原発に対する市民の不安も含めて、どういう考え方をお持ちになっているかということをお尋ねしたいと思います。

○市長

代表質問のときに答弁させていただいたところでありまして、仮に E P Z が 30 キロメートル圏まで拡大するというようになってきますと、当然本市が隣接しているのが余市町であり赤井川村でございますので、その隣の市である小樽が 30 キロメートル以内ではないとしても、もう本当にそこまで線引きされているわけですから、市民の皆さんはやはり不安になるだろうと思います。ですから、やはり安心してもらえるように、安全に考えてもらえるように、対策については講じていかなければいけないだろうというふうに思っております。ですから、小樽市域まで E P Z の範囲が来なくても、隣まで来た時点で、そういったことは前向きにというか、積極的にというか、速やかに講じていかなければいけないというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

見直しがどうなってくるかというのは、これからいろいろなところでの取組の経過もあるわけですし、北海道ですら 10 キロメートルではもう無理だというようなことで、見直しについて要請しているとか、仮に線引きが変わった場合、こういったことを考えていかなければならないのかということについて、内々では拡大に伴う課題の整理とか、そういった作業をしているという情報もいただいています。

そういった意味で、今、市長からは、仮の話とは言いながら、余市町を含めて 30 キロメートル圏まで来たときには、本市としてもいろいろ対応しなければならぬという言葉があるわけなのですけれども、この辺について具体的に小樽市としてどういったことが検討できるのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○総務部副参事

具体的な内容ということでございますけれども、やはり隣接市といたしまして、まず正確な情報ということが一番必要かというふうに思います。泊原発でどういう事故が起きているのか、あるいはどんな状況にあるのかということをお聞かせいただき、北電からいち早く情報収集できるような体制にしたいというふうに考えております。

それから、やはり市民の皆さんが一番心配なのは、市内の放射線量だと思いますので、その測定といったようなことにつきましても、対応していく必要があるというふうに考えます。

○斎藤（博）委員

改めて今のお話からすると、情報の収集や放射線の測定等を含めて、考えていかなければならないということだとお聞きしますが、こういった E P Z の見直しに伴う対策というのは、泊原発を意識した原子力防災計画の策定と

ということになるのか、それとも、今ある小樽市地域防災計画は見直すということになるのか、その辺について考え方をお聞かせください。

○総務部副参事

どのような位置づけでということだと思っておりますけれども、原子力防災計画を作成する市町村といたしますのは、道の原子力防災計画の中で定められてきますので、本市としましては、原子力防災計画を作成することにはならないと考えております。ですから、本市としましては、小樽市地域防災計画の中の 1 項目として、原子力事故が起きた場合、どのように対応していくかというような項目を設けていくということで検討いただくというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

またほかの機会に、その部分について触れたいと思います。

◎福島県産牛肉の北海道への流通状況について

次に、昨夜から福島県産牛肉が、最終的にどういう経路かわかりませんが、北海道という単位で流通しているという報道がされています。今朝も新聞に、一部ではもう食べてしまったのではないかなどいろいろな情報があるのでありますが、現在、小樽市保健所に対して道などから、この福島県産牛肉の北海道への流通についてどういう情報が来ているのか、また、保健所としてはどういう押さえをしているのかというあたりについて、お聞かせください。

○（保健所）生活衛生課長

暫定規制値を超える放射線物質を検出した福島県産牛肉についての御質問かと思っておりますけれども、本日北海道に問い合わせたところ、先週の 7 月 8 日、9 日、東京都の芝浦と場において、福島県産牛肉の 11 頭から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたという公表を受けたということで聞いております。この数値につきましては、東京都ではかった数値は、食品の暫定規制値セシウム 500 ベクレル/キログラムのところ、1,530 から 3,200 ベクレル/キログラムという高濃度の検出をしたというふうに聞いております。

さらに、昨日、東京都から、これら 11 頭と同一農場で飼育された 6 頭のうちの 1 頭の一部が、7 月 4 日、先週の月曜日に東京都内の業者から千歳市内の飲食店にも出荷されているという連絡がございました。道におきましては、千歳市の飲食店に行きまして、ほとんどもう消費されておりますけれども、残った部分について回収して、現在、道立衛生研究所で検査を実施しているところでございます。

なお、今回検出された食肉につきましては、その検出値から考えまして、1 日に約 500 グラム接種しても年間被曝量を超えることはないというふうに聞いております。

○斎藤（博）委員

今の部分はまた改めて厚生常任委員会などでも時間がたってくるとお聞かせいただけるかと思っておりますので、質問を進めたいと思います。

◎北海道による観光地 6 か所での放射線量測定について

北海道は、道内の観光地 6 か所で放射線量の測定を開始しました。海外観光客の激減対策を含めて行ったというふうに聞いているのですが、その中に本市は入らなかったわけでありまして。そういったことを含めて、道が 6 か所での放射線量の測定を行うに至った経過、それから本市が該当しなかった理由など、押さえているところがありましたらお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興室佐々木主幹

先般、道議会で報告のありました道内観光地での放射線量測定についてでございますけれども、道では 13 の振興局の敷地内におきまして、地上 1 メートルの高さを測定場所といたしまして、1 日 3 回、9 時、13 時、17 時に測定をしていたというのがこれまでの経過でございます。

この測定の間、13 か所にあるうちの機械の 6 か所分を移動させまして、今回、新たに観光地 6 か所で測定するというふうに聞いております。今回の 6 か所でございますけれども、登別温泉、五稜郭公園、旭山動物園、オホーツク流氷館、十勝川公園、釧路市湿原展望台となっております。

6 か所の選定についてですが、本日、道に聞いたところ、あらかじめ、胆振、渡島、上川、オホーツク、十勝、釧路の 6 圏域から選ぶということが想定されておまして、その中から 1 か所ずつ選定したというところでございます。

今回、後志がそもそも選ばれていないということでございますけれども、後志につきましては、倶知安町に振興局がありますので測定しているという部分と、泊村でも測定しております。泊村につきましては、泊発電所の周辺 22 か所で測定しているということでございまして、その辺もありまして、道央では今回、放射線量測定の 6 か所には入らなかったというふうに聞いているところです。

○斎藤（博）委員

◎市内における放射線量測定と体制について

本市独自の例えば放射線に関する安全宣言などについても、必要ではないかと思う部分もあります。この辺についての見解と、あわせて小樽市の中で、どの部局が放射線量について測定する能力なり体制を持っているのか、お尋ねします。

今定例会の中でも、市として考え方を整理していきたいという部分も聞いておりますけれども、改めて今日、10 キロメートル圏の E P Z を見直した場合についても御答弁いただいています。そういった意味では、今の本市の放射線量の測定能力や測定体制というのはどのぐらいのものなのかということと、それで果たして十分なのかというあたりについてお聞かせください。

それから、今後、市内における放射線量などについて議論するときの窓口というのは一体どこなのか、一括して聞いて恐縮なのですが、お答えいただきたいと思います。

○総務部副参事

放射線量の測定でございますけれども、安全であるということを示す重要なことだろうというふうに考えております。測定場所ですとか時間、それから公表の方法などにつきましては、できるだけ早い時期に関係機関で実施に向けて協議をして、決めていきたいというふうに考えております。

窓口といたしましては、まず防災のほうで、庁内協議のほうについては協議を進めていきたいというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

もう一つ聞いているのですが、それぞれが持っている放射線測定器の力量というのですか、いわゆる専門的に言うと測量範囲みたいのがあって、現在、新聞などでは大体 0.034 とか、1,000 分の 1 単位の数字が報道されている状態ですが、放射線測定器の数字の単位、100 分の 1 とか、1,000 分の 1 とか、10 分の 1 とか、1 万分の 1 まではかれるという線量計がいろいろ出回っているわけなのですが、例えば消防本部が持っているのはどのぐらいなのか、それから保健所が持っているのはどのぐらいなのか、それでいいのかというあたりについて最後にお尋ねします。

○（消防）警防課長

ただいま消防本部の持っている機械についてということで御質問がありましたので、お答えいたします。

消防本部が現在保有しているものは線量率計という測定器で、空間の 1 時間当たりの放射線量率を測定するものです。検出可能放射線につきましては、ガンマ線とエックス線の 2 種類であります。

なお、測定の範囲ということですが、線量率 0.01 マイクロシーベルトから 10 万マイクロシーベルトまで測定することが可能なものです。なお、測定にかかる時間については約 10 秒で数値が出るようなものとなっております。

○（保健所）生活衛生課長

保健所で所有している機械の能力についてでございますけれども、保健所で持っている機械はGMサーベイメータという機械でございます、測定できる範囲は0.1 マイクロシーベルト／アワーから 300 マイクロシーベルト／アワーで、はかれるものにつきましては、放射線による表面汚染及び環境中の放射線測定が可能となっております。

○齋藤（博）委員

専門的な話になるのですけれども、消防本部で持っている機械は100分の1、0.01まではかれるという話で、保健所が持っているのは10分の1、0.1単位でしか測量できないと、だから、10倍ぐらい能力が違うといっているのか、そういうものと押さえておいてよろしいですか。

○（保健所）生活衛生課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎平成 22 年度決算見込みの黒字について

まず、平成 22 年度一般会計の黒字 12 億円について伺います。

地方財政法で黒字の半分を下らない額は基金に積み立てなければいけないということで、今回出た黒字 12 億円のうち、6 億円は貯金に回されて、そのほか 6 億円が残るということなのですが、まずその 6 億円の使い道をお示しください。

○（財政）財政課長

平成 22 年度一般会計の決算で見込まれる剰余金の今後の活用ということでございますけれども、委員が今おっしゃったとおり、地方財政法では、剰余金のうち 2 分の 1 を下らない額は積み立てることになっております。残りの 6 億円程度の使い方につきましては、基本的には今定例会に補正予算の財源として充当した額ですとか、今後の財政需要などを勘案した上で判断するというふうに思っております。

○安齋委員

補正予算に充当するということですが、私の記憶では、約 3 億円の中に除排雪で補正した 2 億円が入っているのではないかと思いますので、その約 3 億円の内訳を確認させてもらえますか。

○（財政）財政課長

6 億円を財政調整基金に積み立てて、残りの 6 億円について、今定例会の補正予算で 3 億 1,000 万円を財源として使っていると、残った部分について何に使うかという御質問ですか。

○安齋委員

いえ、残った分ではなくて、補正予算に充当する部分の内訳を示していただきたいのです。

○（財政）財政課長

繰越金については一般財源でございますので、どの事業に幾ら充てるというよりは、特定財源でずっと充てていた残りの部分が一般財源として充てられる分として、今回は特別交付税と前年度繰越金を一般財源として充てています。ですので、どの事業に充てたのかというのは、たくさんありますので特定はできないということになります。

○安齋委員

いろいろと勉強不足で申しわけなかったです。

今回、12 億円の黒字だということで、かなり新聞紙上でも騒がれていますし、市民の方も、何だ、12 億円も黒字

が出るなら、もっと市民生活がよくなってもいいのではないかというような御連絡も私のところに来ています。ただし、伺ってみると、6 億円が積み立てられて、そのほかの 6 億円のうち、また 3 億円は補正予算に充てられると。残った額の 3 億円もまた今後の財政運営の中で必要になったときに使わなければいけないということなのですから、結局 12 億円の黒字も、水道事業会計と下水道事業会計から 9 億円借り入れた上での 12 億円であって、実質的に財政運営だけで黒字になったとは言えないと思っています。

他会計と基金からの借入れも相当額に上っているのですが、今後、これを返済したときに市長が公約で掲げた真の財政再建が果たされると思うのですけれども、大体何年度までに借金を返済していくようなお考えなのか、この目安をお示しく下さい。

○（財政）財政課長

他会計からの借入れにつきましては、現在、三つの会計から借りております。水道事業会計と下水道事業会計、それから産業廃棄物処分事業特別会計です。何年度に幾ら返すとといったことについては、一番多く借りている下水道事業会計については、下水道事業会計での起債の返済、全体の計画にのっとった形で考えていかなければならないというふうに思っております。

そのほかに基金からの借入れ等もあるのですが、そういったものにつきましては、今後の収支見通し、これは平成 24 年度当初予算を編成する中で今後の収支見通しをつくっていかなければならないわけですが、その中である程度、他会計や基金からの借入れの返済についても盛り込んでいかなければならないというふうに思っております。

○安斎委員

12 億円の黒字になって、結果、借金返済に回されるというのでは、市民感情としては、市民の税金がただ借金の返済に回っているだけではないかという不安もありますので、現在の市民サービスを削らないで、借金返済、財政再建を進めていきたいと思っています。

◎市立病院の業務委託について

それで、財政再建を進める中で、やはり足を引っ張っているのは市立病院なのではないかと私は考えております。今後、病院事業会計には財政支援分と過去の不良債務解消分として、平成 23 年度、24 年度、25 年度で 5 億円ずつ一般会計から繰り入れられるということなのですが、せっかくちょっとよくなってきている一般会計から、またそういうできの悪い病院にどんどん繰り入れていくというのは、市職員の給与を削減した額も入れられているわけで、市民サービスも削られた上で、また市立病院の運営がなかなかうまくいかないのに繰り入れられているということです。このうまくいかない中に、病院経営改革評価委員会で業務委託に関して、随意契約になっているところを見直せという指摘がありました。

今回、病院局から業務委託について資料をいただきましたけれども、清掃に関しては平成 18 年度に指名競争入札があって以降、5 年間ずっと随意契約です。電話交換に関しては、今回いただいた資料の中では平成 14 年度から 23 年度までずっと随意契約なのです。なぜ随意契約がこれほど続けられるのか、まずそこをお聞かせください。

○（経営管理）吉岡主幹

清掃業務につきましては、資料にございますように、平成 15 年度と 18 年度に指名競争入札を行っております。指名競争入札を 1 回行いますと、その次年度というのは人員を要するというような、業者の側にもそういう用意がありますので、通常何年間かは随意契約でいくという、それが通常の形になるかと思えます。

平成 18 年度以降、年数が経過してきておりますけれども、これにつきましては、20 年度に市立小樽病院で医師の途中退職等がございまして、その補充がどうなるかわからないと、病院の動向がまだしっかりと見えてこない中で、経費節減の部分はどうするかという課題が続いており、当面、指名競争入札を行うというのを見合わせておまして、様子を見ているという状況で今年度まで来ているというのが現状でございます。

それから、電話交換につきましては、病院という一つのいろいろ複雑な内部の組織、それから事業の状況等について院内の内容によく精通しているということで、専門性を持ってそういう対応をしてくれる業者ということで、一度委託しますと、やはりそれも専門性、病院内の状況に精通しているという面と、その業者との随意契約ということは、一回一回見直すよりもそれを続けていくほうが市民にとっての利便性からいきましても、病院の対応としても、合理的であろうと思っております、指名競争入札につきましては、23 年度までの間につきましては実施していないという状況であります。

○安齋委員

電話交換について、院内の専門性に精通した業者ということなのですから、専門性に精通したというのは、どういうことなのでしょう。どこをもってその専門性を担っているのか、お示しいただけますか。

○（経営管理）吉岡主幹

病院の診療科の場所ごとの把握、診療時間帯の把握、それからその職員の配置状況、そういうものを十分に理解いたしまして、市民からの問い合わせ等につきましても、緊急時においても迅速に対応ができるよう訓練を受けて、しかもそれを 1 年間受託することによって、さらに効率性が増していくと、専門性ということでの習熟度が毎年積み上がっていくと、そういう意味でございます。

○安齋委員

専門性について伺いましたけれども、診療場所や診療時間というのは、把握に何年もかかるものなのか疑問に思います。職員の配置を理解するというのは必要かもしれませんが、先ほど電話交換室に行って、どのように業務をしているのか見させていただいたのですが、今のシステムというのは、ボタンを押せばすぐつながるのです。だから、その診療室の内線番号だけ押さえていけばいいので、そのようなものを 1 年間、指導というか、勉強する必要がありますのでしょうか。診療時間もインターネットを見ればすぐわかることですし、インターネットを見なくても紙で用意しておけば、どこは何時までやっているというのはわかると思いますから、専門性に精通した業者という理由だけで随意契約を何十年も続ける理由がちょっと足りないのではないかと思います。電話交換の随意契約はいつから始まっているのか、お示しいただけますか。

○（経営管理）吉岡主幹

お示した資料では、平成 14 年度以降の数字しか出ておりませんが、例えば市立小樽病院で言いますと、14 年度時点では夜間の委託のみでございまして、それが 18 年度以降、日中も含めた全面委託にかわっているという経過でございます。

契約書の保存年限が 10 年間になってございまして、13 年度以前につきましては、正確に把握できるものがございませんので、何年から委託をしているかということについては、この場で答弁することができない状況でございます。

○安齋委員

もし、違うときにわかれば教えていただきたいと思っております。

電話交換の業務内容について伺いますが、資料によると平成 19 年度に平日の日中の体制を 3 名から 2 名に減らしたということなのですが、これの理由はお示しいただけますでしょうか。

○（経営管理）吉岡主幹

市立小樽病院では平成 17 年度まで夜間だけ委託をしております、日中の全面委託を実施したのは 18 年度が初めてなのです。18 年度は 3 名体制で平日やってみまして、実際に業務の状況からして、一名削減しても対応は可能だろうという判断から 2 名に減じたということです。

○安齋委員

そうすると、全面委託後はきちんと業務内容を精査して、見直しをして人員削減なりの対応をとったということなのですから、その後は業務委託内容にほとんど変化はないのですが、以前、成田祐樹議員がこの電話交換

の業務内容について質問したとき、1 時間に 30 分程度の電話を 2 人で回していると、2 分に 1 回しかやっていないのに 2 名も要るのだろうかという質問をされましたけれども、その後、調査や見直しなどかけるために、電話交換室の中を職員が 1 日見ていたとか、そういうことはないのでしょうか。

○（経営管理）吉岡主幹

その後、電話交換室の中を改めてそういう視点で見たということはありません。

○（医療センター）事務室長

成田祐樹議員から以前質問があった後に、平成 21 年 11 月に 1 か月間、時間別に両病院でそれぞれ調べております。それを基にして見ていったときに、例えば医療センターですけれども、9 時からお昼まで、それからお昼から 5 時までの時間というのは、やはりかなり本数が入っております。ほぼ満遍なく電話が来ています。

当時、成田祐樹議員からも 2 人要るのかという質問もあったのですが、病院にかかってくる電話には緊急を要するものがかなり多くあります。その際に、例えば 1 人でやる場合、外からかかってきた電話に対応していると、すぐ回せるような電話だったらいいのですけれども、やりとりが必要なケースも出てきます。そうすると、例えば私どももそうですけれども、病院に急いでかけているときに、5 回鳴らして待っているような状況というのは非常にストレスがたまります。そういった意味では、すぐ電話に出なければならない。そうなったときには、やはり複数必要かというふうに思っております。

○安齋委員

事前にお話を聞いたときにも、そのように御答弁いただきました。それで、知り合いの医療関係者に話を伺ったのですけれども、一つの医療機関ではもう電話交換業務をやめて、事務方でとるようにしているという例もあります。事務方でそういうことをすると何か不便はないのかと伺ったところ、逆に事務方のほうが病院に精通しているので、苦情はないということで話をいただきました。やはり今後、業務委託などを改善していくのにも、少しずつ見直しをしなければいけないと思っています。例えば、1 人電話交換手を雇って、1 人は事務職員がサポートするというような体制をつくることはできないのでしょうか。

○（医療センター）事務室長

このときの平日 1 日平均の本数なのですが、例えば医療センターで言うと、小樽病院も同じぐらいの本数になりますけれども、外からかかってくる電話が 166 本、それから内部の医師を探すという電話を交換手が取り次ぎする作業があります。例えば脳外科の医師と今連絡をとりたいというときに、その医師を探さなければならないのです。例えば、外来診療などの決まった時間に特定の場所にいるというケースだったらいいのですけれども、なかなかそうではないのです。医師も手術に入っているときもあれば、病棟に行っているときもあつたりなど、いろいろ動いているわけです。そういったときに、医師を探す作業というのかなり必要になるのです。そういったもの合わせると、平日で言うと、1 日 253 件も外からの電話、内部の電話との取次ぎがあります。確かに、委員がおっしゃるように、市内の病院でも事務に直接電話がかかるところもあります。ただ、これを今の両病院の体制の中で考えたときに、もし事務職員がその業務をやるということになりましたら、本来自分がやっている業務が全然進まないという実態があります。ですから、現在の病院の配置、事務の人員配置なども考えますと、それは難しいものというふうに考えております。

○安齋委員

聞いた話では、事務職員でいつもいすに座って、何をしているのかと思ったら、インターネットを見ていたという人もいらっしゃるのです。そういう苦情もありますので、そういう見直しをしたらどうかというような話も出てきてしまうのです。やはりずっと随意契約でやっているから、なかなか改善をしていないのではないかとこのころから、どんどんそういう苦情が出てくると思いますので、今後、新市立病院をつくっていきますから、新しい体制をつくっていく必要があると思うのです。評価委員会からも、現在、両病院で個々にやっている体制を、個々の

契約を 1 本にして、少し圧縮するべきなのではないかという御指摘がありましたので、その点をもし検討していただけるのであれば、どのように検討して、いつまで、新市立病院開設までにそういうふうに向けて動いていけるのか、お示ししたいと思います。

○経営管理部長

委員がおっしゃるように、委託の見直しというのは、これからもやらなければなりませんし、平成 23 年度に向けては、22 年度に入札という形をとらずに、コンサルタントを入れて、それぞれの委託業務に対して、札幌の業者も含めて参加意欲がどのぐらいあるのか、それによって入札を行ったときに金額が下がるのか、それとも今のまま随意契約の中で何パーセント下げてくださいとお願ひしたほうが下がるのか、その辺を検討した上で、22 年度中に委託業務、人件費の多いところについては 5 パーセント以上、それ以外については 10 パーセント下げてくださいというお願ひをして、実際その効果は 5 パーセント、10 パーセントの範囲で上げたところでございます。また、24 年度以降、25 年度、26 年度の途中まで現病院で動くわけですが、そういう中でも新市立病院に向けて、委員がおっしゃったように二つの委託契約を 1 本にするとか、新市立病院になったら切り替えなければならなくなりますので、その際にどういう契約方法があるのか、これはまたコンサルタントを入れて検討していきたいと思います。

それと、電話交換業務の件ですが、どうしても市役所の委託はピークに合わせて業者にもお願ひするというような仕様になっておりますが、そのピークの持ち方を平準化できないのか、そういう検討も他の病院の事例を、これもコンサルタントがずいぶん入ってきて、ノウハウを持っていますので、検討していきたいと思っております。

○安斎委員

業務委託に関しても税金を使っていますので、効率的で、安いというだけがいいというわけではないですけども、少し負担がなくなるようにしてもらいたいと思います。

清掃業務についてなのですが、清掃業務は指名競争入札が平成 18 年度に行われて以降、医師の先行きなどの問題で様子を見るために、随意契約になっているということですが、22 年度、23 年度では医師の動向が少し安定していたと思うのですが、そのときに指名競争入札をするか、業務内容の見直しなどの御検討は行なわなかったのか、お聞かせください。

○（経営管理）吉岡主幹

平成 22 年度から 23 年度にかけての清掃業務なのですが、今、部長からも答弁がありましたように、22 年度中に業務委託のコンサルタント業者を入れて、コスト削減についてどのような手法が有効なのかということと相談しました。実際に委託業者からもヒアリング等を行う中で、指名競争入札に突然切り替えていくのが効果的なのか、それとも病院局の事情を説明して、それを理解していただいた上で一律何パーセントの削減を求めていったほうが効果的なのかと、そのコンサルタント業者が既にかかっている他の市立病院の実例なども参考にした上で、これは業者に一律 5 パーセントから 10 パーセントの範囲で委託料の削減を求めていくほうが小樽市としては効果があるだろうという判断に立ちまして、22 年 12 月にその説明会を開催しました。23 年度の経過としましては、資料にもありますように、両病院合わせて清掃業務では大きく 9.5 パーセントぐらいの削減額になっていると思います。電話交換業務の 4.4 パーセントと合わせまして、全体で 5 パーセントの削減ができていますということですので、ここについてそういう手法をとったということでは効果は得られたのだと思います。

○安斎委員

効果は得られたということで、それはそれでわかったのですが、平成 19 年度に休床による面積減と一律 3 パーセント減、その後、面積減、面積減と続いて、いろいろ削減は続いているのですが、気になったのが、21 年度から 22 年度のときに何十万円か増えているのですけれども、増えた要因というのは何なのでしょう。

○（経営管理）吉岡主幹

増えているのは小樽病院だと思います。小樽病院で毎年の清掃を作業区分ごとに、例えば毎日これをやってくだ

さい、定期的に月 1 回これをやってください、両方やってください、若しくは片方でいいですというように分けているのですが、その作業区分にかかる部分で、院内の配置を変えたりするときに、若干面積が増えたり減ったりする、そういう動きというのがあります。その中で、平成 21 年度から 22 年度にかけては、その面積部分が若干増えていることで、少額ですが、額に変動があったということになります。

○安齋委員

契約の中で、面積で金額を計算しているということですが、私が話を聞いた市内の医療機関の中では、面積の中に、例えばタンスや机、いろいろな家具などがあるときに、その部分は面積を計算して差し引いて、削減するようにしているということなのです。市立病院ではそのまま掃除しない面積も含めて計算しているということですが、今後、業務改善の中でそういったことも検討に入れていくのかどうか、お聞かせいただきたいのですが。

○経営管理部長

これまで他の公立病院等に聞いた中では、私どもと同じように面積からそういうものの控除はしておりません。ただ、今回いろいろ調べた中ではそういう事例もありますので、そうしたときに、価格にどう反映するのかは別にして、積算としては一定の根拠があると思いますので、それらも含めて検討していきたいと思います。

○安齋委員

今回、清掃業務と電話交換業務だけしか取り上げていませんけれども、私も時間がなくて、この二つだけに絞って取り上げさせてもらいましたが、病院の委託業務については、今後も無駄なところは省いて、少しでも一般会計からの繰入を減らして欲しいと思っております。

最後に、随意契約のときに、作業量などを適正な評価を行った上で委託しているのかという指摘が評価委員会でありましたけれども、これについてどのように評価をして委託しているのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○経営管理部長

先ほど言ったことと重なりますけれども、一般的な委託業務の形態によって、その量とそれに係る人工、単価を掛けて積算しております。ただ、今おっしゃったように、これは委託によって求める効果とのバランスもありますので、そういう効果が、例えば清掃であれば今のところ満足な結果が出ていますけれども、これが十分ではあるけれども必要最低限なのか、その辺の検証というのは、先ほど言ったように、コンサルタントのノウハウなどもいただきながら検証していきたいとは思っています。

○安齋委員

私は、今後もいろいろと勉強させていただきますので、お互い無駄なお金をなくして、少しでもいい経営にしていきたいと思っております。

◎新・市民プール整備事業について

最後に、プールについて一般質問させていただきましたので、二、三点ほど伺います。

まず、総合計画の前期実施計画に新・市民プール整備事業として平成 23 年度から 25 年度までで 2,800 万円の予算が盛り込まれていますけれども、この内訳というのはどういうものなのか、お示しいただけますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

前期実施計画の平成 23 年度から 25 年度までの事業費 2,800 万円という部分についてですが、これはあくまでも事業概要の中に基本設計、実施設計までの事業計画を立てておまして、それに伴う基本設計、実施設計料として 2,800 万円の予算案を上げているところです。

○安齋委員

基本設計、実施設計としての予算を上げているということなのですが、一般質問での御答弁では、まだ候補地についてなかなか難しいということだったのですが、もし候補地が見つからないで、何年度か過ぎていった場合は、25 年度までに実施設計を終わらせるのではなくて、26 年度、27 年度とどんどん年度が遅れていくという可

能性はあるのでしょうか。

○教育部長

総合計画を策定しまして何年かたちます。先ほど冒頭で予算案と申し上げましたけれども、これは予算案とかということではなくて、あくまでも前期実施計画の中で実施設計、基本設計をやるとすれば、他市の例などを見ても、その経費としては 2,800 万円程度かかるのではないかとということで置いた金額でございます。

本会議で市長、それから教育長からも答弁させていただいておりますけれども、なかなか市民の要望に沿う形で 5,000 平方メートルほどの適地を探し出すことは、大変苦勞している現状であります。総合計画の前期実施計画の中に位置づけているわけですから、それに向けて努力はしていかなければならないと考えておりますけれども、平成 23 年度も中ぐらいになってきているわけで、その中で具体的な候補地が見つからないという現実も一方であります。そういう意味からすると、努力はしていかなければならないということと、もう一方では前期実施計画の中で実施設計あるいは基本設計に着手できるのかという、そのことについて今の段階で私からできますということで確信を持って言うことはなかなか難しい面もありますので、その場合については総合計画全体、10 年の期間の中でどのように見ていくのかという、そんな議論もしていかなければならないかというふうに思っております。

○安齋委員

最後の質問なのですが、私もよく市内を回る中で見ているのですが、やはり適地がなかなかないと思って見えています。一般質問で、市として検討する中で、利用者からのアンケートでプールの規模について要望が寄せられているという御答弁がありましたけれども、適地を見つける中で、やはり市としても同時に規模も検討していかなければいけないと思っています。もし、この要望に沿った形で考えていられるのであれば、教えていただきたいですし、もし違う、もっと大きなものなのか、もっと小さいものなのか、お考えがあるのであれば、最後にお聞かせいただきたいと思えます。

○（教育）生涯スポーツ課長

建設規模につきましては、一般質問でも教育長が答弁されていますように、他の公営プールの調査や利用者アンケートなどをやってきている中で、利用者が要望している部分としては公認の 25 メートルプールということが挙げられております。教育委員会といたしましても、それをベースにプールの規模、駐車場設備を入れるということで、先ほど部長からも答弁がありましたように、約 5,000 平方メートルの土地が見つければ、その規模で考えていきたいと思っております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○小貫委員

◎共同調理場の統合新築について

議案第 7 号の学校給食共同調理場の土地取得と議案第 1 号の新共同調理場建設に係る予算に関連して質問いたします。

学校給食法の改正で食育の観点が新たに入り、食育という点で、残食率で見ても自校給食のほうが少ないというのが、この間の常任委員会などの答弁で出されています。本来であれば、自校給食がやはり望ましいのだろうと考えます。そういう中で、共同調理場を一つにまとめるということは、この流れに逆行するものだと私は考えます。今回この点に絞って、食の安全と食育を進めるという視点で質問をいたします。

今、全国でも大型の給食センターで給食をつくって配送するというシステムが広がっています。しかし、被災地では、学校給食が提供できなくなった自治体のほとんどで、給食センターが被災するなどして使えなくなり、改修や建替えに時間がかかっています。石巻市では、市内の給食センター 6 か所のうち、3 か所が被災、そして 3 か所

でスタートして、6月になってやっと御飯とおかずが出るようになったということです。

一方、相馬市では、各学校に給食室があったので、4月から給食を開始して、避難所にも届けることができた、そのように聞いています。

改めて、今、市内6校で行われている自校給食、自校調理を広げるつもりはないのかどうか伺います。

○（教育）学校給食課長

自校方式の拡大という観点での御質問がございました。被災の関係の御意見もございまして、なかなかそういう想定は難しいものだというふうには思っておりますが、これまで本市としましては、41校ある小・中学校の中で、35校を共同調理場方式で行ってまいりました。教育委員会としましては、給食施設のあり方などにつきましては、共同調理場運営委員会に諮問をし、その中でもいろいろ御意見をいただきながら、最終的には2か所の共同調理場施設の老朽化や、将来的な児童・生徒数の減少傾向など、そういったことから今回この2か所の共同調理場を統合し、新築をすると、そういう方針の下で進めてきたという経緯でございます。

それで、自校方式の拡大ということでございますけれども、本年第1回定例会におきましても、委員と同様の御質問をいただき、答弁したことを記憶いたしております。その際は、ほかの自治体の1,000食ほどの親子方式の場合で一つの試算ということで想定した例ではございますが、1,000食ほどの施設を整備するのに、その自治体では5億数千万円ほど要したということがございました。それで、私ども9,000食という規模で考えますと約50億円程度ということになります。現在、総合計画の中で新共同調理場の整備事業につきましては、土地取得費を除きますと、23億円ということで見込んでおりますけれども、自校方式の建設ということになりますと、ほぼ倍程度の予算を要すると見込まれるものと思われまます。

また、人員の面でありますけれども、これは毎年の運営経費にかかわってくる部分でございますが、現在の2か所の共同調理場につきましては、合わせて40数名の人員規模で運営をしております。現在、単独調理校は6校ございますけれども、そういった人員配置基準を基に、仮に親子方式での1,000食規模の場合を想定いたしますと、やはりほぼ倍程度の人員が必要になると思っております。そうした人件費面や運営経費を考えますと、極めて多額であるというふうには思っております。

自校方式のメリットなどは配送を要しない、そういった面の利点はあるというふうに理解をしておりますけれども、やはり市の限られた財源の中で運営を図るという、そういう観点で、これまで行ってきた共同調理場方式の給食の提供を継続していきたいというふうに考えているところでございます。

○小貫委員

子供の食事に対することが果たしてコストということで片づけられていいのかという面で、甚だ疑問はありますけれども、それは総務常任委員会で質問することにいたしまして、別の話題に行きます。

食べ物の好き嫌いというのは、小学校のころ、子供のころに決まってしまうものです。そういう面で、学校給食が果たしている役割は大変重要だと思います。私も思い起こせば、給食で出た冷凍ミカンが食べられなくて、ミカンが食べられなくなりました。しかし、ミカンジュースは飲めるということで、本当に子供のころの影響というのは、もう頭ではないです、体に残るものだと思います。

そこで、市長に伺いたいのですけれども、先日、民主党・市民連合の斎藤博行議員の代表質問で枝野官房長官の発言についての内容が問われたと思うのですけれども、たしかそういう基準について何なのだろうと思うと、基準は守るものではないかというような趣旨の御答弁があったと記憶しておりますが、基準は守るべきものということで認識しているということではよろしいのですか。一般的な基準です。

○市長

一般論であれば、そういうことではないのかと思います。

○小貫委員

先日予算特別委員会での公明党の松田委員への答弁で、市内 8 か所の給食施設が指摘を受けた内容がいろいろありました。その中で、学校給食衛生管理基準にあるように、調理後 2 時間以内に給食できるよう努めることとされています。

そこで伺いますけれども、この 2 時間以内の根拠というものは何でしょうか。

○（教育）学校給食課長

2 時間という一つの、「調理後 2 時間以内に給食できるよう努めること」というのが衛生管理基準でございますけれども、やはり調理してから時間を経過しますと、食中毒菌の増殖なども想定されますので、そういった面でのような規定が置かれているものというふうに理解をしています。

○小貫委員

そこですけれども、調理場が二つから一つになることによって、10 分から 12 分、配送時間がかかるということなのですが、最も遠くなるであろう銭函小学校の場合も、忍路のほうが遠いのかどうかわかりませんが、銭函小学校の場合は何分かかる予定でしょうか。

○（教育）学校給食課長

現状の配送時間でございますけれども、11 時 10 分に新光共同調理場を出て、銭函小学校には 11 時 50 分の到着、40 分を要しております。

○小貫委員

40 分要しているということなのですが、昨日、実際に真栄の新共同調理場予定地から銭函小学校まで、直接車で走ってみました。配送ルートは恐らく幾つか学校を経由していると思うのですが、法律上許す限りの最高速度で走ってみまして、25 分 43 秒ということでした。信号で止まるものがほとんどなかったので、これ以上早いということは直接行った場合ないと思います。

そこで、銭函小学校の給食開始時間というのが 12 時 20 分ということなのですが、すると銭函小学校の中で検食を行う場合は 11 時 50 分までに行わなければならないということによろしいでしょうか。

○（教育）学校給食課長

銭函小学校での検食時間は 12 時でございます。

○小貫委員

学校給食衛生管理基準では、受配校において 30 分前までに検食を行うことということになっているのですが、その辺いかがでしょうか。

○（教育）学校給食課長

給食開始時間につきましては、答弁が不十分だったかもしれませんが、給食の準備時間も含めてということになっておりますので、児童が喫食を開始するまでの間、小学校であればおおむね 15 分程度だと思いますが、そういった時間から考えますと、12 時に検食をし、12 時 20 分から準備に入り、およそ 12 時 35 分には食べられるということですから、おおむねその 30 分の規定には反していないというふうには考えております。

○小貫委員

12 時に検食ということなのですが、すぐ食べられるとは限らないと思うので、5 分ぐらい前に着く必要があると思うのですが、いろいろ食品があると思うのですが、最初の食品調理完了時間から配送車が出発するまでにかかる時間はどれぐらいでしょうか。

○（教育）学校給食課長

メニューによりますけれども、複数の調理品をつくる際に、かまでする調理品、また揚げ物ですとか、必ずしも同一時間で調理を開始し、同一時間で終わるということではございませんので、本当にいろいろな例があります。

早い例で行きますと、先ほど配食時間は 11 時 10 分と説明しましたがけれども、そういった場合、かまでつくる調理品は大体 15 分ないし 20 分ぐらい前に食缶に入れていきます。これもその日によって多少の動きはありますけれども、おおむねそういう時間帯です。それより先行して調理できているということになりますと、揚げ物類などがございすけれども、そういう形でありますと大体 10 時前ぐらいからバットなどに積み込んでいく作業が始まっていくこととなります。

○小貫委員

そうしますと、10 時に調理完了して、銭函小学校に到着するのが 11 時 55 分ぐらいだとすると、もうこの時点で既に衛生管理基準に外れてしまっているのです。文部科学省に、給食を全部つくり終わってから 2 時間以内ですかということをお聞きしたら、一つ一つの食品についてですという回答でしたので、バットに入れる時間がその時間だと既に衛生管理基準を満たしていないということなのですよ。

いろいろ調べてみますと、銭函小学校と銭函中学校というのは隣り合わせだから、これは同じ配送車で行かないとコスト上割に合わないということで一緒に行くと思うのですけれども、12 時 40 分に給食が始まるということは、最初の調理完了というのは、10 時 40 分以降でなければいけない。今言ったように、10 時にバットに入れているようだったら、これは衛生管理基準に適合しないというか、保健所の方が聞いていらっしゃるの、どうしようと思われていると思うのですけれども、新共同調理場をつくろうとしている真栄 1 丁目というのは、私が試算した範囲では、銭函小学校、銭函中学校に行った場合、基準ぎりぎりでも運営していかなければならない場所なのです。先ほど言いましたように、銭函小学校までは最高速度で走って 25 分かかるのです。だから、冬道や信号のぐあいではもっと時間が延びるということは容易に想像できる事態なのです。また、張碓小学校や桂岡小学校を除いているわけなのです。この 2 校を経由してから銭函小学校に行く場合、さらに 20 分程度余計にかかると思われるのです。そうすると、今言った時点で既に衛生管理基準違反なのですから、新共同調理場になって、基準違反が明らかになるといことは、どうお考えですか。

○（教育）学校給食課長

今、御指摘の関係につきましては、文部科学省の規定を先ほどもちょっと申し上げましたけれども、「調理後 2 時間以内に給食できるよう努めること」とされており、これに基づき、これまでも作業工程の工夫の中でなるべくその時間に近づけるということは考えてまいりました。また、これから新施設の設計などの予算案の御審議もお願いしておりますけれども、そうした中で新施設の整備の中でこういった基準に則して運営ができるように、道教委などにも御指導いただき、また小樽市保健所にもお考えをお聞きしながら、これからも引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

○小貫委員

ですから、今、私が言っているのは、真栄に調理場をつくったら、物理的に 2 時間以内に到達することが非常に厳しい条件ですということを言っているのです。先ほど一般論として基準というのは守らなければいけないということは市長も答えているわけです。ですから、2 時間に近づけるという答弁、それでしたら、仮にこの後、基準が少し厳しくなった場合に、この間、一斉調査で市内の学校給食施設 8 か所全部が適合していませんと指摘しましたでしょうと、なぜ新しい共同調理場をつくったのに、その基準に適合していないのですかということが、今度は全国的にも非難の的になると。だったら、非難を受ける前にやめたほうがいいのではないですかというのが私の質問の趣旨なのです。学校給食は各校とも食べる時間はほとんど同じで、それを一度につくっていかねばいけないということは、調理時間もほぼ同じということで、銭函小学校に送るためには、近くの、例えば奥沢小学校に送るものも早くつくらなければいけないという矛盾が生まれてくるわけです。そうすると、1 か所が基準に合わなくなったら、全部の学校が合わない可能性が出てくると。そこで、私は、共同調理場を 1 か所につくるとい、基準に適合しないことを続けていいのでしょうかという問題提起をしているのです。1 か所に調理員や関係者が集

まるということは、それだけ食中毒の可能性が増えると私は考えています。この件については保健所が担当になると思うのですけれども、人数が増えた場合にやはりそれだけ食中毒の可能性というのは増えると思いますが、どうでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

おっしゃるとおり、大量調理施設衛生管理マニュアルだったと思いますけれども、そういった中に基準がきちんと決められておりますので、学校給食であろうと何であろうと、その基準に基づいたものをつくっていただきたいというのが保健所の考え方でございます。

○小貫委員

結局、学校給食共同調理場を一つにすることによって、食中毒の可能性が増えると、そのことを議員としてやはり看過できません。市長も新しくかわったわけです。ですから、私は子供に危険性が及ぶとわかっていて、一つにするということに賛成することはできません。建設する以前から衛生管理基準に外れる可能性があるということはわかっているわけですから、つくった場合、議会としての責任、市長としての責任、それぞれ問われてくる、こういう問題だと思います。しかも、どれぐらい時間かかるか、どういった配送ルートをとるのか、どういった体制をつくっていくのか、このことがはっきりしていない段階で新共同調理場をつくるということは認められないと思いますので、そのことに対して最後に市長の見解を伺います。

○教育部長

先ほど学校給食課長から、現状についての話はさせていただきました。確かに献立によってできるもの、でき上がるものの時間、それから銭函小学校が一番遠いところになりますから、配送時間と実際に子供が食べる時間、その部分ですべてではないですけれども、現状として2時間を上回っているという部分がございます。先ほど言ったとおりです。

でき上がってから食べるまでの時間は、マニュアルでは2時間以内が望ましいということになっておりますので、基本的に私どももそのマニュアルに沿った対応をしていかなければならないと考えております。

それで、やはり一番大きな問題は、調理場が新光から真栄に移った場合、距離は長くなりますけれども、配送の形態というのがあるわけなのです。委員も言われているとおり、何か所か回っていけば、距離だけでなく、そのルートとして長時間になってしまうというのは当たり前の話なわけです。ですから、調理場が1か所になった場合、今と同じ配送ルートで運ぶとはなかなか考えづらいのだろうというふうに思っています。その部分では、その配送ルートを、例えば遠いところであれば、ぐるぐる回らないで真っすぐ行くとか、そういったことも含めて検討をしていかなければならないだろうというふうには考えております。

ですから、私どもも2時間を超えるのをよしとするのではなくて、食べ物ができ上がる時間帯、それから配送ルート、そして、それに対する時間という、そういった中で、2時間以内という目標をクリアできるような、さまざまな検討をしていかなければならないというふうに思っております。

○小貫委員

私は張碓小学校と桂岡小学校を除いた配送ルートで言っているのです。今の配送ルートは、張碓小学校と桂岡小学校も含めて4校1台で回しています。しかし、その2校を除いた結果を私はシミュレーションしてしまして、そういうシミュレーションもしていない段階で土地を買っていて、実際シミュレーションしてみたらだめだったと、こういうことになったら大変な無駄遣いになるのです。ですから、せめてシミュレーションしてから土地の購入を考えてもいいのではないかとことを言っているわけなので、そのことを含めて、先ほど私、市長に見解を伺いましたので、そのことを御答弁願います。

○市長

ただいま教育部長から答弁をさせていただいたとおりでございます。今後いろいろな形で検討して、そのマニ

ユアルの時間内におさまるような形で進めていきたいというふうに思っております。

○中島委員

◎ファミリーサポートセンター事業について

ファミリーサポートセンター事業について、何点かお聞きします。

今回、一番問題なのは、こういう子育て支援の形態、施設利用をする保育でない形態ということで、どれぐらい市内に需要があるのか、ここがポイントだと思っています。357 万 2,000 円の予算ですが、市の負担分が一体どれぐらいになるのか、また、経費の中には低所得者対策分も入っているということですが、初年度の利用対象者数をどれぐらい見込んでいるのか、低所得者対象者数はどのくらいか、それぞれお答えください。

○（福祉）子育て支援課長

ファミリーサポートセンター事業の見込みについての御質問でございますけれども、本定例会において、関係経費の中で 357 万 2,000 円の補正予算を計上しているのですけれども、ほとんどが人件費、事務費、事業費になっております。また今年度につきましては、この事業そのものの認知度が低いということで想定していますので、事業についての PR ですとか、特に事業を実施する上で提供会員を増やしていくということが大切ではないかというふうに考えております。

具体的な件数であるとか需要について、数値は想定しておりません。ただ、平成 21 年 2 月に実施しましたニーズ調査の中では、認知度が 8.2 パーセント程度と非常に低いものがあるのですけれども、もしこういう仕組みがあれば活用するののかという設問につきましては、約 68 パーセントの保護者が活用したいと回答されています。また、先日、他都市から転入されたという方から、センター事業の実施を求める内容の市長への手紙もいただいております。ですから、相当数の需要は見込まれるというふうに考えてございます。

さらに、低所得者等に対する助成の部分につきましては、これは予算化しておりますので、8 月から事業開始とした場合、以降、年間で 340 時間分を見込んで予算は算定してございます。

○中島委員

事業者の問題ですけれども、説明では NPO 法人ということですが、これは市内の事業者になるのか、どのような事業者の見通しがあるのか、この点はどうか。

○（福祉）子育て支援課長

事業者の選定についてということだと思うのですが、この事業を実際に行う上で、提供会員と依頼会員をコーディネートしていくところが非常に重要かというふうに考えています。まだこの事業を行っている市内の団体はございません。社会福祉協議会においても、この事業を行う予定はないというふうに聞いております。ですから、既にこのようなコーディネートに対するノウハウを持っていて、市内において既に事業を実施されている札幌の NPO 法人、そういうようなところと契約するというか、検討するのが一番いいのではないかというふうには考えております。

○中島委員

そうならば、随意契約というか、特定の事業者と最初から契約するという形になる可能性があるわけですか。

○（福祉）子育て支援課長

現状で随意契約にするのか、入札で行うのかまだ決定しておりませんが、これまで本事業を実施するという計画を立てて調整していく中では、市内には対応できる業者、団体はいないのではないかというふうに考えておりますので、最終的には随意契約という方向で進まざるを得ないのかというふうに考えております。

○中島委員

昨日の当委員会でも、保育中の事故の問題が取り上げられていました。全国を見ても、保育ママやファミリーサ

ポート事業の中で事故が起きております。依頼会員と提供会員の契約関係で起きた問題ということで、直接的に市の責任は問われないと、こういう御答弁をされておりましたけれども、市が立ち上げた事業として、また税金も投入されている事業として、果たしてそういう対応で済む問題なのだろうかということが疑問に思います。こちら辺についてはどういう御見解なのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

昨日も答弁させていただいたのですが、一応関係規定というか、その部分においてはあくまでも提供会員と依頼会員との間の問題になってしまうということで、答弁をさせていただきましたけれども、ただ、小樽市として行う事業でございますので、まず一つは事前にそういう事故がないような体制を考えていかなければいけないというふうには考えています。ですから、提供会員については、講習等々で十分にそういう要らぬ事故といいましょるか、不注意で事故が起きないように形で対応していくようにしたいというふうに考えております。

○中島委員

それでしたら、安全神話と同じではないですか。事故が起きたらどうするかという対策がないのに始めることが問題だということが全国的共通認識になっているときに、事故を起こさないようにしますという御答弁では納得できないし、説得力がないと思いますが、そういう到達点で始まる事業だということなのです。

私たちが問題にしているのは、現在、新保育システムが国会で審議されていまして、この新制度の骨子は保育所と親が直接契約をするということで、市の公的責任という分野が本当に薄まるというのが特徴です。今回のファミリーサポートセンター事業というのも、子育て支援の拡大という点では反対するものではありませんけれども、保育を親と事業者の契約関係にして、公的責任を大幅に後退させる方向、この流れに同じくするものだという点では問題を感じる部分が少なくありません。そういう点では、こういう事業のこれらの問題について、福祉部長の見解も求めたいと思います。

○福祉部長

子育て新システムのお話が出ましたので、私から話をさせていただきますけれども、確かに今回中間取りまとめで出てきている部分というのは、これまで介護保険法あるいは障害者自立支援法のときに国がいわゆる民間の力をかりて、これまで措置だったものを契約にして、国、都道府県、市町村の負担を軽減してきた。特に、今お話のあった賠償責任などの部分についての負担を軽減してきたものですが、そのことによって量的な担保はされているわけです。例えば介護保険についていえば、介護保険料がこれほど高くなったのは、たくさんの方が利用していて、そしてたくさん事業者がいるから、こういうことになっているわけです。その中で当然劣悪な業者もいて、お金だけたくさん持って行って、大したサービスをしなかった事業者もありますし、あるいは障害者自立支援の中でもそれを詐取しているドクターがいたり、事業者がいたりするわけです。

ただ、事業者がそういうことをしても、これは私が言っているのではなくて、現在、内閣府で担当している村木厚子政策統括官がお話をされていますけれども、それでも今足りないサービスといいますか、例えば以前であれば介護であり障害であり、今回の子育てのシステム、現在は認可制で市町村にも都道府県にも国にもある程度の重い責任があるわけですが、その中でも必ずしもいい方向には進んでいないわけで、それでシステムの切替えを行おうとしているわけです。その中で現在、いろいろな議論があって、特に財源の問題がありまして、現段階では事業者からの財源が入ることが認められていませんから、サービスが増えたときにだれがそれを負担するのかという問題が解決されておられませんので、来年の通常国会に本当にその法案が出せるのか、あるいは制度が動くのか、これはまだわかりません。

そのことと今のファミリーサポートセンターの話は少し次元が別でございまして、少なくともこの事業というのは、もうかなりの年月、他市町村でやってきて、例えば隣の札幌市ではもう 10 年前からやっているわけです。銭函にお住まいの方がどうして隣のまちで行っている、あるいは電話をかける先は札幌の電話番号だけれども、NPO

の方々の小樽まで来てくださる、それは銭函だけではなく、桜にも稲穂にも来てくださる、どうしてそういうサービスをやってくれないのかというお話があり、提供会員の講習会などにも職員が参加させていただき、あるいは受講して実際に提供会員となられた方々と私ども行政の職員が懇談する場を昨年、一昨年あたりから持ってまいりました。その中で、今、特定のNPO法人は札幌にあるわけですがけれども、その方々と一緒に子育ての支援をしたい、小樽でそのランチになるようなものをつくって、受皿としてやっていきたいという声がありました。この方々には何の報酬も何も入らないわけです。少なくとも提供会員と依頼会員の間でお金のやりとりはあります。それは1時間について幾らということがありますけれども、その間でコーディネートする方は、その分の人件費や事務費、電話代など以外は何もないわけです。それでも、自分たちが実際に子育てをしたときに、子供が急に熱を出しても会社を休むわけにはいかない、あるいは自分が熱を出したことにしないと会社は休めない、そうでないと首になってしまう、そういう話があったので、市民の方皆さんがNPOの方々と協力してこの事業を進めていきたいと、この話は何年も前からあって、それをやっとなんか今回提出することができたわけです。

事故があったらどうするのか、これは市が行う事業ですから、市が訴えられる可能性はゼロではありませんけれども、そのことを押してもこの事業はやらなければならないと思っています。

○中島委員

話は聞きました。ファミリーサポートセンター事業は反対しませんが、利益を求めないでNPO法人が主体となって子育て支援をしようという流れがある一方で、経費削減のために公的責任を後退させて企業参入の保育事業を展開しようとする政府の政策があるということについての問題を指摘して終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 49 分

再開 午後 3 時 09 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
自民党。

○鈴木委員

◎石狩湾新港並びに銭函地区の大型プロジェクトについて

最初に、石狩湾新港並びに銭函地区の大型プロジェクトにつきまして伺います。

大型プロジェクトといいますと、まず思い浮かべますのが風力発電の件です。久しく進捗状況が聞こえてきませんけれども、現在の進捗状況をお示してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

風力発電における最近の動向でございますけれども、事業者につきましては、平成 21 年 5 月に建設計画を発表しております。その後、自主的な環境アセスメントを行っておりまして、21 年 7 月に環境影響評価方法書の縦覧を始めており、22 年 9 月に環境影響評価書案の縦覧を行っております。

当初計画では 20 基を予定しておりましたが、この環境影響評価を行う中で、動植物に対する影響を考慮し 3 基を取りやめ、また低周波の影響がないとしながらも地域住民の意見を尊重し 2 基を取りやめたため、現在は 15 基として計画している状況でございます。

現在この環境影響評価書案の縦覧によって意見がありました追加項目による調査、また、建設後のモニタリング

調査について取りまとめを行っておりまして、今月中に完了する予定ということで聞いております。

○鈴木委員

それでは、LNG火力発電所について、今定例会で全会一致で決議案を可決しましたけれども、このLNG火力発電所の誘致に当たってメリットをお示してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

LNG火力発電所のメリットということでございますけれども、燃料である液化天然ガスは、石油や石炭という従来の化石燃料とは違いまして、硫黄酸化物やばいじんを発生させないという特徴がございます。また、窒素酸化物の排出量も減少し、さらに二酸化炭素の低減を図ることができ、地球温暖化防止に大変効果があるという環境面への効果がまず1点ございます。

また、地域への効果といたしまして、従来の燃料である石油、石炭に加えての液化天然ガスの導入ですので、燃料種を多様化することができます。このことにより、供給と価格の安定を図ることができるものと考えられます。また、発電所を石狩湾新港地域に実現するという事になれば、発電所が道内で分散化されますので、災害時の供給が可能となるというようなメリットがございます。この2点につきましては、北海道全体の電力の安定供給につながっていくものというふうに考えております。

また、今回、石狩湾新港地域に実現がされますと、石狩湾新港の利用促進が図られるということも考えられますし、後背地域での企業立地の推進にも期待がされるものと考えられます。当然、発電所や後背地の企業誘致が進みますと、将来的な自主財源となる市税収入にも期待ができるというようなことが考えられます。

○鈴木委員

企業誘致にも関連してくるのですけれども、私もLNG火力発電所の誘致は、小樽市経済、ましてや小樽のいろいろな浮沈がかかっているというぐらいの気持ちなのです。ここに7月8日付けの新聞がありますけれども、浜松市内の内陸部にスズキが新拠点ということで、結局、電力供給の安定と、津波の危険性や原発から離れるということで、今、既存の工場が安全な地区に移るということが起きています。被災地から企業誘致で引っ張ってくるというのは、悪く言えば火事場泥棒みたいな部分がありますので、そういった誘致はなかなかつらい面はあると思うのです。しかし、このLNG火力発電所ができて、電力の安定供給を売りにして企業誘致することは、かなりお勧めというか、アドバンテージができるというふうに考えているのですけれども、この点の企業誘致に関しては、どうお考えですか。

○（産業港湾）薄井主幹

今、委員からもお話がございましたけれども、LNG火力発電所の建設ということになりますと、電源確保の優位性から工業団地の価値向上、それから魅力アップといったことにより、企業誘致におきましても大きな優位性になるというふうに考えております。

東日本大震災により、全国的な電力不安から海外での生産拡大ですとか、国内の生産拠点の分散化の動きなどがございますので、LNG火力発電所が石狩湾新港地域に建設ということになれば、業種についてはこれからの検討課題でございますけれども、その優位性を強く打ち出したプロモーションを展開してまいりたいというふうに考えております。

○鈴木委員

それぐらい大切な部分だと思う中、今回の補正予算で企業誘致促進事業費が40万円、ホームページの作成代ということなのですけれども、もうちょっと力を入れて予算化をするということはないのでしょうか。

○（産業港湾）薄井主幹

先ほどの話と少し関係する部分があるのですが、現在の考え方としては、被災地の多くの方々が現地での復興を目指しているというような状況でございまして、被災地配慮の観点から、そういう支援措置を設けた場合に、それ

を阻害してしまうのではないかというような懸念もあったものですから、なかなか積極的な予算化を行うような支援措置はちょっと難しいという考えであったところです。

一方では、海外も含めて拠点の分散化の動きというようなものがありますので、こういった部分に対しましては当初予算で計上させていただいておりますけれども、設備投資動向調査の中で企業の意向調査を図るとか、北海道、小樽市、石狩市といった中で組織しております協議会で産業フェアに出展するというのもございます。あるいは、この協議会の枠組みを活用しまして、北海道と連携して、企業立地フェアへの出展やセミナーの開催、それから、今、委員からお話がありました補正予算を今回計上させてもらっていますけれども、ホームページの改訂、こういった事業を通じて情報の発信をきちんとしていきたいという考えでいるところです。

○鈴木委員

この火力発電所を本市に誘致できた場合、完成するのは7年後ということです。そうすると、その時点に合わせて、例えばそのときに一緒に来ていただく、そのためには、何年前にアプローチして何年前に現地を見ていただくとか、そういう長いスパンで、具体的な誘致活動をしなければならないというふうに思っています。

逆に、このLNG火力発電所の誘致を逃すと、この銭函地域というのは、特に物づくりの拠点が海外に移されている現状で、企業誘致は難しいと思っているのです。ですから、このLNG火力発電所の誘致にはぜひ頑張りたいです。

それで、発電所ができることが大前提なのですけれども、先ほど言った長いスパンでの企業誘致、7年間のそういった誘致の考え方、そういうことをお考えなのかどうかお聞きします。

○（総務）企画政策室長

これから7年、長い戦いになるのかもしれないのですけれども、当面の話としましては、発電所に来ていただくことに誠心誠意取り組んでいかなければならないということがまず先にございます。ですから、その後の話につきましては、入り口を片づけた上で整理していきたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員

そういう話が出るのかなと思って、最初に風力発電の話をしたのです。風力発電については、小樽市は来てくださいということでもろ手を挙げて来ていただきました。ところが、今、環境問題や低周波問題で、低周波に関していえば札幌市の住民の方から、反対の声があります。来ていただいた割には、その後のフォローがないというように見えるのです。先日、北電の関係者と話をしました。LNG火力発電所を小樽、石狩に建設した場合に、本当にコンセンサスが得られるのだろうか。例えば北電が決定した後、これから建設という段階になったときに、いろいろな問題が出る。そういうときに、小樽市は今回の風力発電のように横から見て、それは民民でやってくださいとなるのだろうかと話しておりました。コンセンサスを得てくれたら市は後押ししますけれども、そのコンセンサスは基本的にはその会社にとると。やはりこのLNG火力発電所に関していえば、いろいろな問題、反対運動も起きると思います。そういったときに、やはり発電所が必要だ、そしてこれが経済的に起爆剤になり得るとか、そういう必要性を説く必要があると思うのですけれども、その点についてどうお考えですか。

○（総務）企画政策室長

当然このLNG火力発電所は、先ほど主幹から説明したとおり、すべてがよしというような話なわけですから、これは是非でも進めていかなければならないものだというふうに認識しています。そのためには、いろいろな方策が必要なのだろうと思います。例えば、その誘致に当たって我々としても持っているいろいろなノウハウを生かして、いかに企業の相談に対して対応していくか、また、企業自体が抱えている課題に対して、いかにフォローできるのかということだと思います。それは当然法に照らしてでございますけれども、バックアップしていける部分はしていきたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員

端的に市長にお聞きしたいのですけれども、例えば誘致促進の協議会とか、それから建設が決まった後の例えば期成会といいますか、できるまでの応援体制、そして住民からの不満の声が出たときに、例えば建設することのメリットを声高らかに言っていただく周りのサポート体制をつくらなければいけないというふうに思うのですけれども、そういう考えについてはどうなのでしょう。

○市長

LNG火力発電所については、議会において先般決議をいただいたところでございますし、私どもとしても、この発電所の誘致については、今後とも進めていかなければいけないというふうに思っているところです。

以前、私自身が当時の産業港湾部長と一緒に、北電の本社に参りまして、このLNG火力発電所の問題について状況を伺い、お願いをしてきたことがあります。ですから、今回、東日本大震災や福島第一原発事故以降、やはり北電としても、この火力発電については当時から見ると非常に前向きに考えていただいているのだろうというふうに思っておりますので、市と市議会、それから商工会議所等も連携し合って、それぞれ要望を出していく必要があるというふうに思っております。

それからもう一つは、石狩市、石狩湾新港管理組合などとも連携を取り合いながら進めていく中で、今、委員から御質問のあった期成会や協議会といったことが必要であるのかどうか、判断をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木委員

ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

◎カジノ誘致について

カジノ誘致についてでございますけれども、カジノといいますと、聞くのも嫌、見るのも嫌という方もいらっしゃるのかもしれませんが、私ども自由民主党はカジノエンターテインメントの調査、研究、検証はやはりきちんとやっていただきたいという方向性でございまして、先日、インターネットで「動き出した『カジノ法案』、早ければ秋の臨時国会に提出か」というような見出しが載っておりましたけれども、現在の進行状況をお知らせください。

○（総務）企画政策室長

現状でございますけれども、国の動きといたしましては、昨年4月に超党派の国会議員により、カジノなどの合法化などを目的とした国際観光産業振興議員連盟が発足しております。参加議員としましては、およそ130名を超えているわけですが、先月21日、総会が開催されまして、同連盟の会長がまとめたカジノ合法化の試案を基に法案化作業に入ることが決まったということで、報道機関等から報道がされていた状況でございます。

○鈴木委員

カジノ議連に関しましては、2010年4月に民主党、自民党、公明党、国民新党、みんなの党などの超党派で結成された会でございますが、私はカジノをやれと言っているのではないのです。カジノは一つの要素として研究はしていただきたいと言っているのです。というのは、首長にカジノ誘致の意向がなければ、この話は本当に御破算になってしまうわけなのです。そういった意味では、後でやはり必要だったとなって、遅きに失することのないようにだけはしていただきたいということです。

それで、ここでお話を聞きたいのですけれども、中松市長は前職、商工会議所の専務理事でございまして、ましてやカジノエンターテインメントの関係で、かなり含蓄に富んでおられます。そのことは私も存じておりますので、ぜひともこのカジノ誘致に対する期待感という形でお答えいただければと思います。

○市長

カジノの問題については、プラスとマイナスの両面がいろいろあるわけですが、今、企画政策室長から

報告させていただいたように、現在、国際観光産業振興議員連盟で、できるだけ早くカジノ法案を成立させたいと、このような話があると聞いております。現在は違法でございますが、これが合法化される、その後どうするのかというような問題をいろいろと検討していかなければいけないと思うわけです。

プラスの面で言うと、やはり観光振興、地域振興、それから経済、雇用を含めた産業振興、こういったような面はあるのかというふうに思っております。一方では、治安の問題であるとか、青少年の対策の問題であるとか、あるいは依存症の問題、こういったような問題もございますので、そういったことをトータル的にいろいろと考えていかなければいけないというふうに思っております。

本市といたしましては、北海道をはじめ、経済団体あるいはいろいろな組織がございますので、そういった人たちとの連携を密にしながら、そして、市民の皆さんの声を聞きながら、最終的に決定していかなければいけないものと思っておりますので、そういった考えでやはりこれから一定の判断をしていかなければいけないと考えているところでございます。

○鈴木委員

前向きとはなかなか今の時点では言いにくいかもしれませんが、ぜひとも、検討することを継続してやっていただきたいとお願いしまして、質問を終わります。

○上野委員

◎日本海側拠点港の応募について

一般質問でも少し話題に上ったのですが、日本海側拠点港についてお尋ねします。

この日本海側拠点港ですけれども、私も調べたことですが、国土交通省が日本海側の港湾の国際競争力を強化することを目的に募集を行い、今年 29 日が募集の締切りとなっているようでございますけれども、本市として、まずこの募集に関して、どのような分野で応募を考えているかお聞かせください。

○（産業港湾）事業課長

日本海側拠点港の応募についてでございますけれども、日本海側拠点港につきましては、既に選定基準等が示されておまして、その中では、港の機能別に応募を受け付けるということになってございます。この港の機能についてでございますけれども、まず輸送モード別ということで、国際海上コンテナ、それと国際フェリー・国際 ROR 船、そして国際定期旅客、外航クルーズと、まず大きく四つに分かれてございます。このうち、外航クルーズにつきましては、定点クルーズの拠点というものと、背後観光地のクルーズ拠点ということで二つに分かれてございます。そのほかに貨物別といたしまして、原木、また、その他の貨物ということで示されてございます。これらの港の機能に対しまして、本市としましては、近年の小樽港の実績、特にクルーズ客船の寄港隻数の増大等を勘案いたしまして、外航クルーズの背後観光地のクルーズ拠点という機能を選定して応募していきたいというふうに考えてございます。

○上野委員

背後観光地クルーズの拠点ということで応募を考えているという御答弁をいただきましたけれども、過去のクルーズ実績を具体的に、それと今後の見通しも少し勘案してお答えください。

○（産業港湾）港湾室主幹

まずは、寄港実績でございますけれども、平成 20 年から 3 年間の実績で答弁させていただきます。平成 20 年が 10 隻、平成 21 年が 15 隻、平成 22 年が 16 隻という状況になっております。

今後の見通しということでありますけれども、なかなか数字でお示することはできませんけれども、クルーズ客船の誘致に当たりましては、船社や旅行代理店などを訪問し、小樽港の PR、また北しりべし定住自立圏の町村と連携した観光メニューの提案などを行っております。今後も、観光メニューを充実した形で提案していきたいと

思っております。

また、小樽港貿易振興協議会においてクルーズ客船誘致促進部会を設置し、また、その下にワーキンググループを設置いたしまして、クルーズ客船の寄港の拡大に向け、寄港地でのイベントの企画や、寄港地での観光メニューの創出あるいは観光体制の強化など、寄港地の魅力アップに向けた取組について検討がされているところであります。私どもといたしましても、これらの関係団体と協働しながら、一隻でも多く小樽港に寄港していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○上野委員

過去の観光クルーズ実績も年々御努力のおかげで伸びており、そして、このたび日本海側拠点港ということでの応募ということで、小樽港の一つの未来ビジョンといいますか、あり方が商業港としての物流のみならず、人を受け入れる港という、そういう位置づけが今後なされてくるのかと今の御答弁から思うわけでございますけれども、この日本海側拠点港の 7 月 29 日の締め切り後、選定までのスケジュールをお示しいただけますでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

7 月 29 日の締切り以降のスケジュールについてでございますけれども、締切り後、8 月中に応募者から国の検討委員会にプレゼンテーションを行うということになっております。そして、その後、今の段階では秋ごろということになっておりますけれども、日本海側拠点港の選定を行うということで示されております。

○上野委員

秋ごろまでには選定というスケジュールが組まれており、8 月にはプレゼンテーションが行われるということで、国でも今、港湾に対して、ばらまきではなく的を絞って集中的に資本を投下していくような傾向があると思うのでございます。その意味でも小樽港が日本海拠点港として位置づけられるということが大変重要になってくると考えます。これからプレゼンテーション、選定までの間、やはり市長がトップセールスということで、いろいろな形で国に要望等をしていくべきではないかと思うわけでございますけれども、市長の見解をお答えください。

○市長

まず、今回の日本海側拠点港の件につきましては、6 月の全国市長会の際、国土交通省に行きまして、三井副大臣に直接お願いをしましてまいりました。それから、同省北海道局に行きまして、港政課長含めてお願いをいたしましたし、7 月 14 日にまた行って、この件についてはいろいろとお願いしていきたいというふうに思っております。

○上野委員

今、市長から力強いお言葉をいただきましたけれども、小樽港の未来を考えるというのは重要なことであり、また、この日本海側拠点港は背後観光地クルーズの拠点港ということで、本市だけではなく北海道としても大変重要な位置づけだと思いますので、選定までにぜひ御努力していただきたいと思います。

◎第 3 号ふ頭の今後のあり方について

この拠点港がクルーズ拠点という、人の受入れを考える港としての位置づけがあるということで、やはりその中心になるのが第 3 号ふ頭ではないかと考えているわけですが、拠点港選定を含めた今後の第 3 号ふ頭のあり方についてお聞かせいただけたらと思います。

○（産業港湾）事業課長

第 3 号ふ頭の今後のあり方についてでございますけれども、まず第 3 号ふ頭につきましては、JR 小樽駅から真っすぐ見通せて、また、歩いて 10 分程度で行けるという場所でございます。周囲は小樽運河をはじめ多くの観光地があるということもありまして、まちづくりの視点や観光振興という視点からも、大変可能性が大きい空間であるというふうに認識しております。

一方で、先ほど来クルーズの話が出ておりますけれども、現在、小樽港に入港するクルーズ客船につきましては、

ほとんどが第 3 号ふ頭で対応しているという現状でございます。

そのような中で、今後、クルーズ客船の寄港隻数の増大が期待されていることもありますから、やはりこの埠頭にも旅客ターミナル機能を位置づけていかなければならないというふうにも考えております。

具体的な整備方針につきましては、今後、港湾計画の改訂作業を進めていく中で検討を深めていくことになると考えております。一般質問における山口議員、安齋議員への市長の答弁にもございましたけれども、この地区につきましては、小樽ならではの魅力的な国際交流空間としての活用を目指していきたいというふうにも考えております。

○上野委員

港のあり方について、第 3 号ふ頭を国際観光の交流の場所として位置づけるという未来ビジョンを描いているとの御答弁をいただきまして、私もそのように感じます。先般の山口委員の質問にもありますけれども、小樽観光というものも定点、場所場所ではなくて、一連となって、旧国鉄手宮線も含めた運河、そして港も含めた形の総合的なビジョンを描くというのが大変重要なことでございますので、それを念頭に入れて市民の意見等も踏まえながら、ぜひ計画を進めていただきたいと思います。

◎合同庁舎跡地の活用方法について

第 3 号ふ頭に関連いたしまして、もう一点お聞きしたいと思います。

合同庁舎の跡地についてなのですが、現在、合同庁舎が移転になりまして、更地の状態で残っておりますが、この活用方法についてお尋ねします。

○（産業港湾）事業課長

合同庁舎の跡地利用についてでございますけれども、これにつきましては、当面潮まつりですとか、その他のイベントに使用できる多目的広場として活用していきたいということで考えてございまして、本年度、旧合同庁舎跡地整備事業として予算をつけていただいております。現在、外周さくですとか、舗装ですとか、それらの整備を進めているところでございます。

今回の整備を機に、今後いろいろなイベントが開催されることを期待している次第ではございますけれども、これらの動向も踏まえまして、将来的には、先ほど答弁させていただきました港湾計画の改訂の中で、第 3 号ふ頭全体のあり方を見据えて、この合同庁舎跡地の活用方法についても検討していきたいというふうにも考えております。

○上野委員

当面はイベントスペースということで、今後、長期的に考えたときに、第 3 号ふ頭の再開発も含めた総体的な中で考えていくという御答弁をいただきました。市内で野外イベントをする場所というのは、実際ほとんどないので、あの大きな場所は潮まつりだけではなく、いろいろな野外イベントなどにぜひ活用していただいて、そして港の魅力を高めるような施策をぜひとも今後もしていただきたい、それがまちの魅力にもつながっていくものをお願いして、拠点港についての質問は以上にさせていただきます。

◎金融円滑化法の先行きについて

次に、東日本大震災に対する経済的な影響ということで、いろいろな委員が質問しているのですが、そもそも震災の前に、リーマンショック以降、平成 21 年 12 月から中小企業金融円滑化法が施行されていて、これが平成 23 年 3 月までの時限立法だったのでございますけれども、時限措置で 1 年間延長し、来年 3 月までこの法案が延びるわけです。市内の業者にもこの法案を活用して資金調達されている方がいらっしゃる中で、もし、これが来年切れますと、経営に影響が出てくる可能性もあることから、その点について、市としてどのような情報を収集しながらどういう対策を練っていくのかということをお尋ねします。

○（産業港湾）産業振興課長

委員がおっしゃるとおり、金融円滑化法については 1 年延期となり、来年 3 月 31 日までということになっております。その背景としましては、中小企業等の業況や資金繰りは改善しつつあるものの、依然厳しい状況にあり、先

行きも不透明だといったような国レベルの判断がありまして、延期になったところでございますけれども、その延期の中でも各金融機関が、コンサルティング機能とございますけれども、経営相談なり指導、事業再生等を十分発揮して、中小企業の経営改善を図ることというのは、一定程度条件と申しますか、そんなようなことの延期になっております。

市内でも、この円滑化法を利用された企業が 10 数件ありますが、その終わりが来年 3 月までという背景の中で、本市としてどのように考えているのかという御質問でございますけれども、これまでも各金融機関と集まって金融懇談会ということで定期的に開催しております。また、不定期ではございますけれども、経済人も交えて、懇談会という形で意見交換をしているところでございます。

そういった中で、本市としても震災対応の融資を半年の期間で進めておりますので、そういうことの総括も含めて、また、金融懇談会や経済人との意見交換も踏まえて、資金繰り等の経営動向を見極めるということもございまして、意見交換を密にして対応を考えていきたいと思っております。

○上野委員

市内の経済は、先ほど鈴木委員からありましたように、未来に向けての企業誘致をすることも必要なのですけれども、今ある雇用を減らさないということがまず大前提だと思います。いろいろな法案の中で、それを利用して何とかやりくりしている業者がいろいろあると思いますので、その部分、ぜひ転ばぬ先のつえを綿密に練っていただいて、ぜひともこれ以上事業所、雇用を減らさないような努力をしていきたいと私は考えているのですけれども、市長にその部分だけ最後にお聞かせいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○市長

今、上野委員がおっしゃったことと、私も同じ考えでございます。それよりも何とかもう少し元気を出して活性化していき、そして雇用を増やしていくことができるとなおいというふうに思っておりますので、今後、経済対策を含めて、いろいろと雇用の問題等について前向きに進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

◎BCPの策定について

初めに、冒頭に保健所長から御発言がありましたBCPの件につきまして、何点か伺いたいと思います。今回は私もそうでございますけれども、双方で誤解があったということでこういう問題になったわけですが、小樽市保健所のBCPの研修会で使った資料がインターネット上にそのまま残っていたということで誤解したのですけれども、平成 20 年に保健所が主催して研修会を行った経緯というのはどういうものだったのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

平成 20 年当時、新型インフルエンザは鳥由来の強毒性、致死性の高い H5N1 型を想定していたところですが、それは全国的にそうございました。実際ふたを開けてみますと、21 年に発生したものについては豚由来の弱毒性、致死率の低い新型インフルエンザだったのですが、20 年当時は非常に致死率が高いものを想定しておりました。

このような致死率の高いインフルエンザが発生した場合、感染を拡大させないための措置として、また患者につきましては、治療のための処置といたしまして、勤務せず療養していただくということになります。そうしますと、あらゆる事業所の活動が滞ることが想定されますので、当時は強毒性のほうを想定した新型インフルエンザ対策の一環として、保健所が市内の事業所に対して呼びかけて勉強会を行ったという経緯でございます。

○秋元委員

ということは、保健所としても、ある一定程度BCPの重要性といいますか、必要性について認識があったというふうに理解していいでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

当時は認識といいますか、強毒性というかつてないほど致死率の高い、当時、香港で発生したときには致死率 60 パーセント以上というふうな鳥インフルエンザを想定しており、通常の想定を超えたものということの中で対策を進めてきましたので、そういった致死性の高い新型インフルエンザのことに對して考えたときには必要とは考えていました。

○秋元委員

今定例会の代表質問では、災害時のことを例にとり質問いたしましたけれども、平成 20 年に保健所が取材してインフルエンザに関連してBCPの研修会を行ったということでは、一定の必要性というのを感じていたのでしょうか、研修会の資料を見ましたが、地震や災害のときも想定した一般的なものですが、そういうものも掲載されていて、私自身は保健所としても必要性は十分に感じているのだろうというふうに感じたのです。

それで、今回質問させていただいたのですけれども、21 年第 3 回定例会で、質問させていただいたときには、この重要性は認めますけれども、研究していきますという御答弁がありまして、今定例会での中松市長の御答弁も、重要性はわかります、有効な手段の一つなので検討しますということなのですけれども、20 年に保健所が重要だと思って研修会を開催したのであれば、それは早急に取り組むべき内容だというふうに思うのです。この重要性に関しては、私たちよりも理事者のほうが詳しいと思いますけれども、各自治体でも企業でも検討が進められている内容ですので、市長の御答弁では他都市の状況も踏まえてということでしたが、これは全く他都市の状況は関係なくて、小樽市民を守るためにどういうふうに事業を継続していくかという計画ですので、早急に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○（総務）職員課長

平成 21 年第 3 回定例会当時の状況から申し上げますと、インフルエンザが大流行したということで、先ほど話が合ったように、豚由来で強毒性ではないのですけれども、感染性が高いというものでした。ただ、当時は私ども、業務継続計画よりも職員に感染しないようにということに力を入れてきて、総務部で全庁的な患者数を把握する中で、結果的には保健所と連携して感染予防対策を徹底した結果、8 月の末から 12 月の初めぐらいまでずっと感染者は出ていたのですが、感染して休んだのは 1 日の最大で 8 人程度で済んだということで、そういう意味では、予防対策を徹底していくというのがまず一つ大事なことなのかというような勉強はしました。

そういった中で、市としては、前回もそうですし、今回の答弁でも話しましたが、何かあれば、すぐ対策本部的なものを設置して、さまざまな対応なり、協議をして実行に移していくという、そういうスタイルが一定程度でき上がって、当時はそういう形で予防を徹底したおかげで落ちついていたものですから、BCP 自体を否定するという考えはないのですが、ただ、そこまで労力を使って計画をつくって実行していくという考えまでには至らなかったわけです。

今後の話なのですが、他都市の例を参考にと答弁したのは、インフルエンザが大流行したときに、BCP をつくった市が一定程度あるものですから、そういった市が、それから 2 年たってどういう状況になっているのかということ調査した上で、本市としても実効性ですとか、更新作業というのも結構手間がかかるものですから、そういったもののバランスを考えながら導入を考えていきたいという意味で申し上げたところであります。

○秋元委員

震災後、当時とかなり状況も変わってしまっていて、被災地では本当に一瞬にして、市民もそうですけれども、職員も多くの方が亡くなったということを考えれば、やはり早急に対策、対応を考えていかなければならないと思いま

すので、よろしくお願いたします。

◎町会活動支援員について

続きまして、町会活動支援員について伺います。この制度がなかなか思ったように、私たちが想像したように運用、活用されていないのではないかとということで、代表質問の中でも、また以前から、公明党の千葉委員からも質問させていただきましたが、現在、市内で、市の管理職の方が何町会ぐらいに入って、どのような要望、要請を受けているのか、お知らせいただけますか。

○（生活環境）水澤主幹

町会活動支援員の状況でございますけれども、平成 22 年度の状況になりますが、153 町会のうち、45 町会に支援員が配置されております。支援員の業務としては、町会行事や地域でのイベント等における支援、それから町会の課題に対する相談、助言及び関係部との連絡調整、市に対する町会の要望等の受付を行っておりまして、やはり多くは町会行事、総会、役員会への出席、地域の清掃活動、それから要望事項としては不法投棄だとか、道路の補修だとか、具体的にはそういう中で活動しているという状況にあります。

○秋元委員

代表質問の中で、今後、そういう制度を使って、ぜひ市民の方々の意見を広く聞くような取組はできないのかということで質問させていただきました。なかなか一般職の職員を勤務時間外に拘束するというのは難しいとは思うのですが、今後、高齢化が進んで、例えば町会活動を廃止して町会を解散したというような記事もありましたから、そう考えると、やはり町会の方が求めているものというのは多岐にわたると思いますので、その部分では、今後、発展的にこういう制度を変えていくことは考えていますか。

○（生活環境）水澤主幹

確かに町会役員の高齢化、それから手がいない、町会自体の運営がままならない、そういうことを改善するために、この制度が発足しているわけなのですが、昨年 11 月に各町会に町会活動支援員制度について、実際に支援員を求めている町会はどういう理由で支援制度が要らない、必要としないのか、アンケート調査をいたしました。その中で回答としては、「支援員を配置しなくても町会活動に支障がない」、「町会役員に市の職員がいる」、「在住する市職員に適任者がいない」、「時間、手間がかかる」「加入世帯が少なく高齢者が多いため、活動が少ない」、それから「制度自体がよくわからない」と、いろいろな意見が出されております。

一方、市でも、先ほど言いました 45 名の管理職の話ですけれども、実際に自分が住んでいる地域に配置されているというのは本当にわずかで、そのうち 31 名がほかの町会から来ているというような状況もありまして、中には札幌市、余市町に居住する職員も町会活動支援をやっているという状況にあります。そういう中で、今後どのような形でかわっていくかというのは、町会サイドにもこのようにいろいろな問題もありますし、市サイドもこういう問題がありますので、現行の支援制度で果たしていいのかと、やっていけるのかという思いは正直持っております。

今後、町会活動支援員制度について、いろいろな問題を解決できるようなことで見直しを図っていくのか、それとも新たに全く別の組織にするか、制度にするか、そういう部分についても、町会によってかなり温度差があるようですけれども、やはり町会自身がどのような形で市の職員を必要としているのか、そういうものも聞きながら、いろいろ考えていきたいと思っております。

○秋元委員

私は、町会が求めているというのではなくて、市側にも、例えば今回の防災マップですとか、避難所ですとか、聞きたい情報というのはたぶんたくさんあると思うのです。どういう制度をつくっても、人がちゃんといる町会もあるでしょうし、本当に必要とされていないところもあるでしょうけれども、市として考えれば、やはりそういうところにも入って行って、情報を教えていただくというような形も絶対必要になると思います。この支援員制度を使うかどうかはわかりませんが、町会の中に入って行って、例えば防災の講習会なども設けながら、そ

ここでいろいろな情報を交換してくるというような機会も必要になってくると思いますので、ぜひその辺の検討もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）杉本主幹

地域との情報交換などについてですが、今年度、津波ハザードマップの作成又は地域防災計画の見直し時にも、各地域に入って情報交換、また意見の集約を行いたいというふうに考えております。先ほど防災の講習会というお話もございましたが、過去に要望があったところについては何か所か開催していますけれども、今後ともそういったいろいろな形で、地域との連絡を密にとりながら進めていきたいというふうに思います。

○秋元委員

◎エリアメールについて

3月11日以降、いろいろと防災のことも勉強させていただきまして、考え直さなければならない点もたくさんあると思うのですが、住民への周知につきましても勉強させていただきました。本市のそういう広報方法なども見させていただきましたけれども、大きな災害時にはこれはどうなのだろうという部分もあったのですが、私も今回勉強して知ったのですが、NTTドコモでエリアメールというメールが結構前からありまして、これはメールアドレスの登録がなくても、市内でNTTドコモの携帯電話を持っている方全員に、小樽市から発信するメールや情報が届けられるのです。登録も要らないですし、無料だということで活用していただけないかというふうに思うのですが、この辺の情報というのは、何か調べていますか。

○（総務）杉本主幹

委員がおっしゃるように、エリアメールにつきましても、その地域の中にあるNTTドコモの携帯電話に、一斉に情報を伝達できる機能を持っています。特に本市におきましては、居住している市民だけではなく、観光客も多数来ておりますので、情報伝達の方法としては有効であると考えています。この料金体制につきましても、NTTドコモから連絡が参りまして、近日中にその利用も含めて打合せを予定しております。

○秋元委員

私が持っている2008年の資料ですと、市が月2万5,000円ぐらい負担すると、512文字ぐらいの容量で端末を持っている方全員に配信できるというようなシステムであったり、あとは職員の方限定でメールを配信できるというようなものもあったりするそうです。確かにNTTドコモだけではなくて、ほかの電話会社を利用している方もいらっしゃると思うのですが、ぜひ近くにいる方にお知らせくださいといった文言を入れれば、必ずしもドコモの携帯を持っていなくても多くの方にこういう情報が広げられるということで、ぜひ導入していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎津波ハザードマップの作成について

津波ハザードマップの作成なのですが、今回補正予算の中に津波ハザードマップ作成基礎調査事業費が上程されてはいたけれども、調査項目と内容について具体的にどのようなことをするのか、教えていただけますか。

○（総務）杉本主幹

まず、津波ハザードマップの作成調査の項目ですが、主なものとして、浸水予想地域から避難所までの距離、避難時間、それから、避難可能な高台への避難路の確認、また必要とする避難路の調査、それから現在指定している避難所につきましても、標高がおおむね30メートル以下にある避難所の標高の測量調査などを項目として予定しております。最終的に、このデータを基に津波ハザードマップを作成していく予定でおります。あと、事業の内容としましては、この調査につきましても緊急雇用創出推進事業で行いまして、工期はおよそ6か月程度を予定しております。

○秋元委員

緊急雇用に結びついているという部分では、非常にいいと思うのですが、いろいろと調べると、ハザー

ドマップをつくる上で結構専門的な数値が必要になってくるのではないかと思いますので、そういう情報というのはどのように集めているのですか。

○（総務）杉本主幹

まず、専門的な数値として、例えば津波最大遡上高というのがありますけれども、これにつきましては北海道から示されております数値を基本に押さえていきたいと思えます。

あと、今回委託で調査を行いますけれども、調査会社につきましては、こういった調査、測量業務が可能な業者を選択していこうというふうに考えております。

○秋元委員

◎消防防災GISについて

代表質問では、消防防災GISについても質問させていただいたのですが、この利用というのは本市では可能なのでしょうか。また、課題などありましたらお聞かせいただけますか。

○（総務）杉本主幹

先日、質問があって以来、この消防防災GISについていろいろ調べてみました。それで、一つとして、この導入事例を調査してみたのですが、一番先に、消防庁のホームページにも載っているのですが、茅ヶ崎市で導入を始めたのですが、問い合わせた結果、現在は全く使っていないとの返答が返ってまいりました。この話の中では、非常に使い勝手が悪いという話もありましたので、消防防災GISについては、使用例などをもう少し調べていきたいというふうに考えております。

○秋元委員

そこで、小樽市にあるGISを使って、これからハザードマップをつくっていくという御答弁をいただきましたが、津波ハザードマップをつくる上で、今回調査するデータ等も基にしていくと思うのですが、どのような行程でつくっていくのですか。消防防災GISであれば、ホームページ上でこういうふうにつくっていくのだというようなシミュレーションみたいなものが載っていましたが、結構時間がかかったり、例えば現在ある情報で足りなかったということは結構あるものなのですか。

○（総務）杉本主幹

本市建設部で管理しているGISを使うということで、もともとの地形情報の一番下層にあるデータの上に、今回の津波ハザードマップに必要な、レイヤーといいますけれども、例えば避難所ですとか浸水予想区域の情報を重ねていくという手法で作成していく予定です。基本になっております地形情報等につきましては、現在、固有の情報をなるべく利用するというので、その上に今回調査した情報をそれぞれ載せていくという手法で整備する予定です。

○秋元委員

◎揺れやすさマップについて

そこで、津波ハザードマップとはちょっと違うのですが、揺れやすさマップについても代表質問で質問させていただきました。この揺れやすさマップのメッシュについては、今回 500 メートルメッシュということで、非常に広い範囲が設定されておまして、今後、詳細につくる予定があるのか、また、細かい情報、例えば 25 メートルメッシュとか、50 メートルメッシュとかとする場合には、どのようなデータが必要になって、費用的にはかなり高額なものになるのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

揺れやすさマップの 500 メートルメッシュの設定についてももう少し細くならないかという御質問でございますけれども、揺れやすさマップにつきましては、地域で考えられる想定地震を設定しまして、地域単位ごとにまとめた地震情報を基に震度分布を表したものでありまして、このマップは北海道が作成して、各市町村に配布され、市

としてもこれを利用しているということでございます。

現在の 500 メートルメッシュにつきましては、おおむね町丁界ぐらいについての震度は読み取れるようになっておりますが、より細かなもの、例えば 100 メートル範囲、50 メートル範囲のメッシュをつくるということになれば、当然そういった地質データも必要になってきますので、そのデータ収集が必要になってくると考えます。

したがいまして、このデータにつきましては、北海道から配布されたものでございますから、道に確認をするとともに、もうちょっと勉強していきたいというふうには考えております。

○秋元委員

本市の揺れやすさマップは 3 種類ありますけれども、揺れやすさマップとなっていながら、震度で色分けされています。しかし、市町村によっては揺れやすい地域によって色を変えているのです。例えば真っ赤なところは一番揺れるとか、青いところはほとんど揺れないのではないかなというふうな、そういう揺れるか揺れないかという色分けされていますけれども、本市も震度 7 とか震度 6 強とかという色分けではなくて、揺れやすい地域はどこなのかという、そういう差別化が必要なのではないかなと思いますけれども、それはどうでしょう。

○（建設）建築指導課長

揺れやすさの地域についてでございますけれども、これらについては、増毛のほうの断層、石狩湾、直下型の三つの地震を想定しておりますが、これもあくまで北海道が想定したものを使っているという状況なものですから、道に確認しながら研究していきたいというふうには考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○秋元委員

御理解いただきたいと言われましても、なかなか理解できないのですけれども、そもそも小樽市の揺れやすさマップというのは、どういう目的でつくられているのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

どういう目的でつくられているかということでございますけれども、先ほども申し上げましたように想定される地震について、より細かな情報を市民の方に伝えていくということが大きな目標、目的だと思っております。

○秋元委員

たぶん他市町村のマップもいろいろと勉強されていると思うのですがけれども、ほかの市町村だとこの揺れやすさマップをつくる意味合いというのは、その市町村の耐震改修促進計画を進めるために、どこの地域が揺れやすいのかというのをしっかり明確にして、その地域に住んでいる人たちに対してそれを知らせていく、また例えば本市は平成 27 年度までに耐震化率を 90 パーセントにするという目標を掲げていますけれども、その目標達成のためのツールの一つとして揺れやすさマップをつくっているのです。それがなくなかなか、例えば朝里から稲穂までが震度 7 と書いてあっても、それ見て一体何の参考になるのかという感じがするのですけれども、このマップと市の耐震改修促進計画との絡みというのではないのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

当然、小樽市の耐震改修促進計画に基づいて、こういった資料を北海道からいただきながら、それを参考にして耐震改修に向けて各住宅や民間の建物の所有者に対して、そういったものを伝えていくということが大きな理由になっている、目的になっているというふうには考えております。

○秋元委員

耐震改修促進計画を進めていくための一助になっているということは間違いないということですね。

そうであれば、やはり道からもらっている数値だけではなくて、市としても細かい数値については、今後、調査方法はあると思いますけれども、調べていかなければならないと思うのです。他市町村を見ますと、例えば学校や道路、橋をつくる際にボーリング調査したその数値をデータ化して、それを基に揺れやすさマップをつくっているというところも結構ありました。そういうデータというのは本市にはないのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

公共建築物を新築する場合におきましては、当然ボーリングデータを基に建物の設計を行っていくわけでございますので、本市にもそういった公共建築物のボーリングデータというのは保存されております。

○秋元委員

25 メートルメッシュというのはちょっと難しいかもしれないですけども、これまで作成してきた市町村などとも情報交換しながら、そういうデータを基に、もっと詳細な小樽市の揺れやすさマップをつくるようなお考えはありますか。

○建設部次長

本市のホームページで掲載している揺れやすさマップのメッシュを 500 メートルよりもっと細かくしてはどうかということでございますけれども、先ほど課長からも答弁いたしましたように、このマップをつくって提供することにより、ひいては市民の方に耐震改修という意識を持ってもらうというのが大きな考え方でございます。

そういうことで、このマップを掲載しているわけでございますけれども、メッシュを細かくという部分につきましては、このマップ自体が、先ほど来答弁をさせていただいていますように、過去にあった二つの地震と想定される直下型の地震という三つの地震を想定してつくっております。その震源位置が、震源地が変われば、いくら細かくやっても、また新たにつくらなければならないという部分が出てきますので、簡単に今想定されている地震を基に細かいメッシュでつくっても、どれほどの効果と申しますか、メリットと申しますか、意味合いと申しますか、があるのかということも、もう一度検証してみなければならないというふうに思っております。また、委員からお話がありましたように、細かくつくることによってどのぐらいの労力が必要か、あるいは費用もどのぐらいなのかということはまだ把握しきれていない部分がございますので、データが北海道にありますから、そのデータの中身を北海道からも教えていただきながら、本市としてどういうことができるかということを再度考えていきたいというふうに思っております。

○秋元委員

メリットというのは、やはりどれだけ市民の方が安心して暮らせるかということだと思っております。確かに、何をやっても万全だということはないと思うのですけれども、どれだけの、先ほど労力と言いましたけれども、そういう労力を使って、市民の方々に安心していただけるようなものを考えていくか、つくっていくかということが重要なことだと思います。今のマップは、それこそ道からいただいたデータをそのまま載せているだけだということですので、ほとんど労力がないわけです。それで本当に小樽の人たちに安心して住んでもらえるというような状況をつくれるのかというふうに思いますので、ぜひ研究して、もっと詳細なものにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎避難所の種類別の周知方法について

次に、ほかの委員も質問していましたが、現在 66 か所ある避難所を災害の種類別に分類するということですが、果たしてこれが市民の方に理解されて、例えば津波のときにはここ、地震のときにはここ、土砂災害のときにはここというふうにわかるように説明、周知できるのかというふうに思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

○（総務）杉本主幹

避難所の種類別の周知方法なのですけれども、いろいろな方法があると思いますが、一つとして、これは他市の例ですが、避難マップ又はハザードマップ上に示されているそれぞれ避難所に、津波のマークや地震のマーク、土砂災害のマークなど、そういうような絵記号、そういう記号等をつけて表示している市もございます。いろいろな表記方法があると思っておりますので、他市の例も参考にしながら、よりわかりやすい方法を考えてまいりたいというふうに思っております。

○秋元委員

例えば、地震が起きてここの学校に避難してくださいというとき、土砂災害のときはここの学校に避難してはだめですという場合というのは考えられるのですか。

○（総務）杉本主幹

土砂災害について申し上げますと、指定避難所とは別に土砂災害の避難場所というのを実は定めております。土砂災害の場合は比較的、避難者の人数が少ないものですから、比較的小規模な避難で済みますので、土砂災害警戒区域の指定がされるごとに、その指定区域の方に、例えば一番近い町内会館ですとか、そういうところが比較的多く指定されております。避難場所については土砂災害のハザードマップ、これは区域ごとに作成してまして、その中で周知を図っております。

○秋元委員

◎避難所マニュアルと防災教育について

種類別に、今なかなかなじまないのかと思うのですけれども、ぜひしっかり皆さんに理解いただけるようにしていただきたいというのが一つと、今回、代表質問で防災教育について伺ったのですけれども、学校が避難所となった場合の避難マニュアルというのは、これから各学校に行って学校の避難するときの見直しなどを検討していくということですが、学校が避難所になった場合の避難所マニュアルみたいなものはつくっているのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

現在、避難所を開設した場合の初動のマニュアルについては指定している全学校に配っておりますけれども、その後の、避難者を全部受け入れてからの運営についてのマニュアルはまだ作成できておりません。

○秋元委員

いつぐらいをめどにつくるような、完成するようなことは決まっていますか。

○（総務）杉本主幹

今年度、地域防災計画の見直しの中で、避難所の開設後につきましても、できる限り運営をスムーズにできるように、マニュアルとまではいかないかもしれませんが、まずは原則的な運営方法等を避難所運営方法として、地域防災計画の中に入れていきたいというふうに考えております。

○秋元委員

そこで、例えば今回の大震災では、教育委員会から避難マニュアルをつくれと言われていても、結局つくってなくて、それで7割ぐらいの生徒が亡くなったという学校もあったそうですけれども、それに反して、代表質問で釜石の奇跡の話をさせていただいて、わずか6年ぐらいでそういう避難計画が徹底されていたという話を伺って、私も非常にびっくりしたのです。こういう防災学習といいますか、防災教育というのは、本市でもますます必要になってくると思いますけれども、マニュアルだけではなくて、各校でそういう理念といいますか、そういう部分を教えていくような考えというのはありますか。

○（教育）指導室長

子供たちが健康、そして安全に生活するため、その能力を育てるということは学校教育のとても重要な一面であると認識しております。

今回、釜石の奇跡というのは報道だけでしか存じ上げていませんけれども、やはり率先者、中学生が率先者になって避難している様子なども報道の中では聞いておりました。そのような中、定型的な避難訓練はもとより、さらに災害時に必要な、教育長も話しましたが、自分で考えて自分の命を守るという、そういうような常日ごろから防災に対する意識を高めるなど、そういうことを学校教育の中でも大事にしていきたいというふうに思っております。

○秋元委員

今、言っていたのですけれども、まず「想定を信じるな」ということと「ベストを尽くせ」、「率先避難者たれ」ということで、釜石市でそういう教育をした際に、生徒がかなりの確率で助かったのはもちろんなのですが、釜石市で亡くなった方全体の数とその生徒の保護者の亡くなった数を報告した資料があるのですけれども、その生徒の親の方で亡くなった方というのはやはり非常に少ないということなのです。やはり学校の教育が保護者まで浸透していたということで、だからこそ、そういう教育が重要なのではないかということなのです。これまでも言ってきましたように、本当に本市は災害が少ないのですけれども、ですから、こういうときに本当に想定できる、まずは考え得ることはすべて取り組んでいただいて、市民に安全にさせていただくということでは、本当に職員に今まで以上に汗をかいていただいて、市民と一緒に力を合わせて、また議員も一緒に力を合わせて頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 27 分

再開 午後 4 時 59 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○中島委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号及び第 7 号はいずれも否決の態度をとり、討論します。

議案第 1 号は、平成 23 年度小樽市一般会計補正予算ですが、教育費の学校給食費に学校給食共同調理場建設事業費 4,450 万円が計上されています。

また、議案第 7 号は、学校給食共同調理場の土地を 1 億 9,200 万円株式会社北のたまゆらから取得するものですが、もともと我が党は、学校給食の目的や目標に照らしてみても、食育の観点からも、単独調理方式のほうがすぐれた面が多いことを指摘し、共同調理場の建設には反対してきました。

今回の新共同調理場はオタモイ、新光、2 か所の共同調理場を 1 か所にして建設するものですが、委員会質疑の中では、現在でも学校給食衛生管理基準で決められている調理後 2 時間以内の給食の実施がされていないことが明らかになりました。

また、1 か所集中方式ではリスクが高いのは、食中毒の観点からも明確になっています。今年 2 月に岩見沢市で発生した学校給食による食中毒の事件を受け、道教委などによる調査が行われましたが、小樽市のオタモイ、新光の両共同調理場と六つの単独調理校のすべてで指摘事項がありました。その中では、調理後、提供まで 30 分を超える食品の温度管理、配送過程の適切な温度管理、こういうことが困難だということで、献立を変更し、子供たちが楽しみにしているめん類をやめています。今後、配送時間がさらに長くなる新共同調理場建設は安全な給食提供をする立場から見ても逆行するものであり、学校給食衛生管理基準違反を続けることになり、大問題です。

1954 年に学校給食法が制定され、2005 年には食育基本法が制定され、給食は「食事の提供」から「食の教育」に重心を移したと言われていました。学校給食を生きた教材、教科書として食教育を充実させることが学校教育の今日的な課題です。今回の共同調理場 2 か所を 1 か所にする、そして学校給食の安全を損なう方向については、賛成できません。

以上、詳しくは本会議で討論することとし、各会派の皆さんには法律遵守の立場で賛同をお願いして、予算特別委員会の反対討論を終わります。

○安齋委員

詳しくは本会議で討論させていただきますが、議案第 7 号に対して、場所と建設については反対しませんが、土地取得の経緯、経過、建物の解体費が我が会派の見解と違いますので、もう少し審議をさせていただきたかったと思います、継続審査を主張します。

継続審査が否決された場合は、自席にて棄権させていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 7 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました議案第 7 号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 1 号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも山田副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝をしております。意を十分尽くせませんが、委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。